
平成30年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成30年9月25日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月25日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 中村 満男君	産業建設部長 …… 林 輝昭君

健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	近藤 晃君
東和総合支所長	……………	山崎 実君	橘総合支所長	……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
税務課長	……………	藤本 倫夫君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

9月5日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

先日開催された総務文教常任委員会において、付託された平成29年度一般会計決算の認定審査資料として配付した、成果報告書の社会教育課所管施設の利用状況の表に誤りがありました。

その際、資料の誤りは決算額に影響のあるものではなかったため、委員会では、委員長が口頭での修正を許可いたしました。先ほど、西川教育長から書面で訂正させていただきたいとの申し出がありましたので、これを許します。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 9月10日に開催されました総務文教常任委員会におきまして、平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定議案に係る決算審査資料としてお配りをしております。平成29年度主要な施策の成果を説明する書類について、担当課長より御説明をさせていただいておりましたが、323ページ（1）に記載の教育委員会社会教育課所管施設の利用状況の表におきまして、東和地区の施設、東和総合センター及び合計の管理運営経費の欄の記載に誤りがあることが発見されました。

お手元にお配りをさせていただいております正誤表にありますとおり、正しくは、東和総合センター管理経費が758万6,437円、合計が1億7,724万3,470円の誤りでございました。

ここに資料訂正のお願いをさせていただきますとともに、深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。7番、平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） おはようございます。何か、うっとうしい日が続きます。また台風24号が来て、どうやら東シナ海に入るのかな、北の風で来ます。うちらなんか、浮島小学校の運動会、来週土曜日、かわいそうに雨マーク。

それでは、一般質問をさせていただきます。

浮島樽見地区では、7月6日から7日にかけての豪雨により、民家3軒、漁協事務所2棟に土砂が入り込み、みかん小屋等4棟が全半壊となり、住民7名がけがもなく脱出できましたが、その後2日間、土砂が流れ込むばかりで、我々としてもなすすべもなく、土砂流入がとまるのを待つ以外にない状況にありました。

一方、樽見一江ノ浦間を結ぶ3本の町道も通行不能となり、樽見地区の簡易水道断水、停電も二、三日続きました。

ようやく雨が上がって、10日から、一部の民家から土砂の取り除きを始めましたが、何しろ離島の悲しさ、重機の搬入もままならず、ほとんどはかどらない日が続きましたが、12日に重機が搬入され、作業がだんだん進んでまいりました。

そうした中、7月14日土曜日、いち早く、周防大島町職員労働組合員、二十数名の方がボランティアに、臨時便を往復自前で借り上げて来ていただきました。心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

その後、7月29日、8月8日と2週続けて、町の社会福祉事務所の皆様をはじめ職員労働組合の方、町職員有志の方々、町立病院の職員の方々、本町議会議員の有志の方々、連合婦人会の皆様方、そのほか町内外の多くの皆様方のおかげで、民家2棟と漁協事務所の土砂はすっかりと取り除くことができました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本題に入ります。何しろ通告書を提出したのが8月22日、33日前でありますので、内容とちょっと現状とは異なることがございますが、勘案くださいますようお願いいたします。

7月6日から7日にかけて発生した豪雨災害について、8月に臨時議会を開催し、災害復旧に向けての歩を進めております。今後のインフラ復旧や生活再建に向けた取り組みについてお伺いいたします。

特に浮島においては、樽見一江ノ浦間の3本の幹線道路が通行不能となり、うち2本は町道が数十メートルにわたって崩落し、復旧にはかなりの月日と経費がかかると思われまます。残り1本の幹線道路は、最も重要な通学道路であり、30トンクラスの岩が道路に落ちかけ、20トンクラスの岩も道路の数十メートル上に据わっておりました。幸い、町と業者さんの御尽力により、1週間近くかけて、この2つの岩を取り除くことができましたが、いまだ通行止めは解除されておりませんので、一日でも早い復旧を期待します。

なお、この通行止めは、一般質問を通告した2日後に通行止めは解除しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの、7月6日から7日にかけて発生いたしました豪雨災害についての御質問でありますので、お答えしたいと思います。

まずもって、7月豪雨によりまして被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、崩土の取り除き等に際しましては、町が依頼した業者に加えまして、地域の皆さんや多くのボランティアの皆さんにも御協力を賜り、おかげをもちまして、仮応急ではございますが、町道の通行を確保するとともに、被災家屋周辺の土砂の取り除きもある程度進んできたところがあります。この場をお借りいたしまして、心から御礼を申し上げます。

さて、この7月豪雨によりまして、浮島地区の町道につきましては、樽見・江ノ浦線、浮島中央線、浮島東線の3路線が法面の崩落等によりまして通行不能となりました。住宅や水道等のインフラにも大変大きな被害があったため、復旧にあたりましては、まずこれらの復旧、要するにライフラインの復旧を優先させていただいて、あわせて町道の復旧作業を行ったところあります。

3路線の中でも、まず、利用度の一番高い樽見・江ノ浦線の通行止め解除を目指して復旧作業を行ったところありまして、樽見・江ノ浦線の法面崩落場所の中で、平野議員さんの御質問の中にもありましたが、巨大な岩石が法面にとどまっている箇所がありまして、落石の恐れがあるために、崩土の取り除き後も通行者の安全を確保するため通行止めを継続しておりました。その後、巨大な岩石を小割りにする作業を進めまして、8月23日に、ようやく通行止めを解除することができたところあります。

この間も、他の路線の復旧作業及び被災箇所の測量や調査等、災害査定を受検準備をあわせて進め、早期本復旧に向けて作業を行っているところでございます。

一日でも早い本復旧に向けて作業を進めてまいりますので、今後とも御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 手元に写真があると思います。

最初から申しますと、このAの1の被害時って、これ漁協です、漁協の事務所。土砂撤去後はああいうふうになりました、ほぼ1階がもう全滅で、中にあった書類、ATM、パソコン等も全滅してしまいました。

それで2枚目の紙が、一番ひどかった民家2軒なんです。ちょっと写真の撮り方が悪かったん

ですけど、土砂撤去後はあれだけきれいになったということです。それはボランティアの皆さんのおかげです。

この3枚目のCの3の土砂除去後、これ、おそらく2メートル余り積もっていて、Cの3の場合は、ほとんどもう土砂で埋まっちゃったわけなんですけど、こんなに今は、おかげできれいになりました。

最後の土砂応急撤去後の、これ道路なんです、問題は。これがまず、まだこのままなんですよ。かつがつ道路は通れるんじゃないけど、この左側の写真見たら、何か、線が見えるじゃないですか。これ、NTTなんです。ちょっと高い車があったら、何か当たりそうな雰囲気があって、大丈夫かなと思いつつ通っておるわけなんですけど。

いろいろ災害復旧事業の流れという、災害査定から工事完成までという工程表を、ちょっと建設課の方にいただいているのですが、工事発注というのが11月、12月、工事着工がもう1月になってしまうわけです。それはもう県のほうの予算や国のほうの予算査定を経てからの工事になることは重々わかっておりますけど、できるだけ早く、特にこの道路のほう、もう唯一の幹線道路、残ってるのが。あとの2本はもう通れないわけですから、道がなくて。これがまた、これから先の水害があった場合にどうなるかと、また今度、船で行き来しなきゃならないということがあります。できるだけ早くの復旧をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 田中豊文でございます。今回で8回目の登壇となります。

私の質問は広く浅くということで、しっかり議論が深まるように執行部のほうでリードしていただきたいと思いますが、一般質問の機会、任期中16時間しかございませんので、もう今回で、早くもその半分を消費しようとしておりますが、これまでの経緯を振り返りながら、執行部の壁はいろんな意味で非常に分厚いなというのが実感ではあります。今日は改めて建設的な議論をお願いいたしますとともに、やみくもに否定から入らず、たとえ困難と思えることであろうとも、「愚公山を移す」、わずかな可能性をも模索するための真摯な議論と努力を惜しまないという姿勢で御答弁をお願いしたいと思いますし、今回の4つの一般質問は、議会におけます執行部の答弁の姿勢を問うという共通のサブテーマも持っておりますので、そのような観点も含めての答弁を期待したいと思います。

それでは、まず最初に、大島大橋送水管断水事故の議会答弁とその後の経緯についてお尋ねをいたしますが、過日の報道及び本定例会初日の行政報告によりますと、柳井地域広域水道企業団は、事故に関する根本的な責任は企業団にあるということを認めて、継ぎ手部分に補強の支持金

具を設置することになったとのことでありますが、企業団の事故報告書及び本町議会への報告、さらに6月定例会の一般質問におきましては、事故は予見できなかったものであり、設計施工には問題はなく、設計基準の見直しを国に求めていくという答弁であり、肝心の支持架台の位置を論点とする原因究明に関する議論には至りませんでした。原因究明の議論がないままに責任の所在にのみ言及し対策を講ずるということは、何の再発防止策にもならないと考えますので、今回の対策は一つの対策として、原因究明については引き続き求めていく必要があると考えております。

さて、6月定例会の一般質問では、支持架台について、6メートルを3メートルで架台をつくらうという話ではなく、基準をきちんとしてほしいと国に要請をしているという答弁がありましたし、企業団にも設計施工業者にも責任はないし、継ぎ手と支持架台にも問題はなかったという答弁でありまして、町民への責任を果たす観点から、町として企業団に原因究明と対策を求めていく必要性についてただしたことに對しまして、まさに門前払いという印象でありましたが、その後、結果的には企業団が責任を認め、補強のための支持金具を設置することになったわけでありますので、そうであれば、6月議会では企業団に文書をもって原因究明と対策を求めていくなり、設計基準以上の対策について検討を求めるといった、前向きな答弁でなければ整合性がとれない話であると思いますし、今回の行政報告をもって、送水管破断事故や町民の水の確保についての問題が終結するわけでもありませんので、改めて、町の今後の対策への認識について答弁をお願いいたします。

次に、2点目の、町民からの要望や意見の取り扱いについて、お尋ねをいたします。

議員は、町民の選挙により選ばれ、町民全体の代表として議会に立ち、住民の個別意思を総合して、町としての意思決定に寄与する役割を持つものでありまして、たとえ議員一人の意見であろうとも、重く受けとめるべきであることは言うまでもありませんが、執行部には、その基本的認識を欠くかのような答弁や対応があることは、議会制民主主義をも否定するものといっても過言ではなく、誠に残念であり、ここで改めて、議会での議員の質疑質問に対してどのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

一方で、組織やグループ、個人など、その立場を問わず、町民の皆様からの要望や意見については真摯に受けとめ、町政に反映させるよう努力するべきであることは言うまでもありませんが、現在、町民からの要望や意見を町政に反映させるために、要望等の提出方法や受け取った要望等をどのように処理するのか、実施の可否は誰がどのような方法で決定をするのか、実施すべきものであっても予算等の関係で実施できなかったものは、どのような方法で追跡し実現を図っていくのかなど、町民からの要望と対策を実際の施策に反映させるプロセスをどのようなシステムで運用しているのかについて答弁をお願いいたします。

続きまして、3点目になりますが、公共施設管理方法の統一についてお尋ねをいたします。

昨年の6月定例会で質問をした際には、公民館等の空調料金の統一や手続きのワンストップサービスについては検討するという答弁がありましたが、1年以上経過した今、その後の検討状況がどのように進捗をしているのかお尋ねをいたします。

また、公民館は、町民のために教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上や健康の増進などを図り、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的としていると定められておりまして、社会教育の奨励に必要な施設として、図書館とともに重要な位置づけであることは言うまでもありませんが、そこで、このような社会教育上、重要な目的を持つ施設の使用料における受益者負担に対する基本的認識と料金設定方針をどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

さらに、公民館条例第13条で定める使用料の減免規定につきまして、具体的にどのような判断基準をもとに運用が行われているのかについて、あわせて答弁をお願いいたします。

最後に、4点目、先の7月豪雨災害に関連いたしまして、情報収集と情報発信、それから災害対応についてお尋ねをいたします。

まず、本町におけます、先の豪雨による現時点での被害額と、復旧工事の今後の進捗予定について答弁を求めます。

また、災害後に、被災された方や町民の方への支援措置等の案内や周知をどのような方法で行ったのかについて答弁をお願いいたします。

次に、8月6日に開催されました臨時議会における質疑におきまして、本町の被害額についてお尋ねをした際に、執行部からは、被害額は把握できていないという答弁がありました。

ところが、7月26日10時現在で、山口県は、周防大島町から報告を受けた被害額4億2,000万円を含む県全体の被害額を把握し公表もしておりますので、臨時議会から10日ほどさかのぼる時点で4億2,000万円という被害額は町が把握していたはずであります。それを議会の場で把握していないとの答弁があったことは、事実と相反する答弁と受け取られても仕方のないことだと言えますが、ここで改めて、8月6日時点での本町の被害額について答弁を求めておきたいと思っております。

また、災害時におきまして、情報収集、情報発信は自治体が果たすべき最重要機能であると言えますので、逐次、災害に関する情報を収集し町民に提供するシステム、例えば被害状況などを防災無線、ホームページやフェイスブックなどで情報提供することや、ケーブルテレビの活用なども可能であると考えられますが、災害時の情報発信に対する今後の取り組み方針につきまして答弁を求めます。

さらには、災害時の個人への支援について考えていただきたいと思っておりますが、例えば自主避難

所の開設の際も毛布や食料は持参するようになっておりますが、ひとり暮らしのお年寄りの方が、雨の中、毛布等の荷物を抱えての避難というのは困難な話でありますし、かえって危険にさらすようなものでもあります。

また、自宅が被災しても、高齢世帯の方にとって自力復旧は肉体的にも精神的にも大きな負担となり、不可能であるといっても過言ではないと思います。

過疎高齢化が進行した本町におきましては、災害時の対応はこれまでのように自己責任原則の考え方では成り立たないと考えられます。もちろん官民の線引きや、自助、共助の視点も必要ではありますが、それらをマネジメントするのは自治体でなければ、自助、共助も機能できないものであります。

被害を防ぐためには、何より事前の準備が肝要であります。現在どのような災害対策や支援策が用意され、それがどのように町民に周知をされているのかについて、答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの、大島大橋送水管断水事故の議会答弁とその後の経緯についての御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

6月定例会の一般質問に対する答弁では、本定例会初日に御報告を申し上げましたとおり、今年の5月14日に柳井地域広域水道企業団から送水管破断事故の原因の報告を受け、それに対する受けとめ方として、補強のための支持金具の増設などを広域水道企業団へ要望する旨を申し上げます。

また、議員さんとの議論の中で、柳井広域水道企業団は各構成市町の広域水道を担っているわけで、二度とこのような事故を起こさないためにも、十分な検証と今後の対策をとっていただきたい。水道企業団には、当然その義務があると思っており、町としてもそのような要請をしてみたいと答弁をしたところであります。責任の所在や検証の必要性、当該箇所支持金具に関する問題点を否定しているものではございません。

その後の検討の経緯につきましても、初日の行政報告で申し上げましたとおり、7月25日付で企業長宛てに要望書を提出し、8月27日付で企業長から、基準の見直しに向けた働きかけや補強支持金具の設置など、前向きな回答をいただいたところでありまして、今後も引き続き、本町の要望事項に対する早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 田中議員さんの、公共施設管理方法の統一についての御質問にお答えいたします。

まず、昨年6月定例議会で御質問をいただいた公民館等の空調料金の統一や、手続きのワンストップサービスの状況についてお答えいたします。

昨年6月の定例議会において、冷暖房使用料金については、合併前の旧4町それぞれの料金体系を合併後もそのまま引き継いでいるものとなっており、使用時間や利用面積を基準に使用料金を統一するなど、利用者にわかりやすい使用料金体系にすることが課題となっている旨、回答させていただきました。

現在、この課題解決に向けて、教育委員会内で社会教育関係全施設の冷暖房使用料金と床面積や時間あたりに換算した使用料金の洗い出しを行い、公民館等の施設の使用料金とあわせて、冷暖房使用料金の改正案の基準の整理と、改正案をもとにした条例等の新旧対照表の案を作成するなど、調整を行っているところであります。

また、手続きにおけるワンストップサービスの整備については、1つの公民館で他の公民館の使用状況を見て申し込みを可能とすることなど、利用者にとって便利な体制になるよう、使用料金改定にあわせて、申請様式等についても統一的に対応したいと考えております。

次に、公民館の使用料における受益者負担の基本認識と料金設定方針の御質問ですが、田中議員さんの御指摘のとおり、公民館は、町民の社会教育活動等の拠点として位置づけられている公益性の高い施設であります。

このことから、使用料金設定において、冷暖房使用料については一定の受益者負担は必要であると考えておりますが、施設間や地域格差を解消する調整も過度な負担増となって公民館活動を阻害する要因とならないよう配慮したいと考えております。

なお、町外者や営利目的の使用に関しては、割り増し料金の徴収を今後も継続したいと考えております。

最後に、使用料の減免規定について、具体的にどのような判断基準をもとに運用が行われているのかの御質問ですが、田中議員さんからの御質問にもあるように、減免については公民館条例第13条に定められており、また、公民館条例施行規則第4条においても使用料の減免について記されております。運用につきましては、この条例及び規則によって運用しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの御質問でございますが、私のほうからは、町民からの要望や意見の取り扱いについてと、7月豪雨災害に関連して、情報収集、発信と災害対応について答弁させていただきたいと思っております。

まずはじめに、町民からの要望や意見の取り扱いについての御質問でございます。

まず、議員さんお一人お一人の意見について重く受けとめるべきであるとのことについては、

議員の皆様は町民から選ばれた代表者でありまして、議員さんのお一人お一人の御意見を代表者の意見として重く受けとめることは、議会制民主主義の根幹をなすものと認識をいたしております。町執行部といたしましても、議員さんからの御意見は真摯に受けとめ、丁寧な御説明をするよう努めているところでございます。

次に、町民からの要望、意見を町政に反映させるシステムでございますが、その一つといたしまして、町ホームページを通じた町政への提言があり、メールによる町政への御意見等をお聞きしております。御提言の回答につきましては、名前、住所、メールアドレスの記載のない匿名の御提言を除き、担当課から提言者に回答しております。

また、その内容については、職員への周知ツールでありますグループウェアの掲示板に半年ごとに取りまとめて掲載し、職員への情報提供、共有化を図っておるところでございます。

2つ目は、各総合支所、出張所の窓口に提言箱を設置いたしまして、町政に対する御意見をいただいております。御提言の回答につきましては、メールの場合と同様でございます。

3つ目は、町民が積極的に町政運営に参加する仕組みとして、町長みずからが町民の皆様のところに出向きまして、自由な雰囲気の中で膝を交えて話し合いを行い、町民の声を聴く意見交換、町長との意見交換会——ワンテーマディスカッションと申しますけれども——を行っております。

町長との意見交換を行う対象は、地域の方で5人から10人の参加が見込まれる団体ですが、団体を構成していない場合でも代表者を決めて申し込むことができます。各総合支所、出張所に備えつけの申請書に必要事項を記載の上、政策企画課へ提出いただき、開催日時などを調整させていただきます。

4つ目は、自治会からの要望等についてでございますが、各総合支所が事務局を持っております久賀・椋野地区、大島地区、東和地区、橘地区の各自治会連絡協議会において、町政全般に係る要望や提言の取りまとめを行っていただき、自治会連合会の事務局であります政策企画課へ提出をいただいております。

この要望、提言に対する回答については、毎年11月ごろに開催しております自治会連合会において、担当部長より、自治会連合会の委員であります各自治会連絡協議会の会長、副会長、幹事さんへの説明を行っているところでございます。

要望に対する実施の可否については、限られた予算の中で実施可能な要望については、お応えできるよう努力しているところでございます。

また、お応えできなかった要望につきましても、今後の課題として、財政状況を考慮しながら、予算措置が可能な要望については実施に向け検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、久賀・椋野地区、大島地区、東和地区、橘地区の各自治会連絡協議会からの個別の要望

等に対する回答につきましては、担当部署より各自治会連絡協議会の事務局を通じて回答をさせていただいております。要望に対する実施の可否については、先ほど申し上げたとおりでございます。

このほかにも、各自治会や各種団体から直接担当部署になされた個別要望については、各担当部署がお受けいたしまして対応しているところでございます。

次に、7月豪雨災害に関連して、情報収集、発信と災害対応についてでございます。

まず、1点目の、先の豪雨での本町の被害額と復旧の進捗、被災住民への対応状況についてでございますが、本町の被害額は9月10日現在において、公共土木施設や農林水産関係を中心に7億4,000万円の甚大な被害が発生いたしました。その復旧に必要とする予算につきましては、8月6日招集の第1回臨時会及び今般の定例会において、一般会計補正予算案の御議決により、現在その復旧に向けて着手しているところでございます。

次に、豪雨により被害を受けた町道の37カ所につきましては、これまで応急復旧を進めてまいり、26カ所の通行が可能になっております。

被害を受けた農道は12カ所のうち10カ所が通行可能で、林道は2路線のうち1路線は通行可能となっております。

被害を受けた16カ所の水道関連施設について、給水体制に支障がないよう応急復旧により対応した上で、そのうち6カ所の復旧が完了し、また、被害を受けた7カ所の下水道関連施設についても、下水道使用に支障がないよう応急復旧を実施いたしまして、そのうち3カ所の復旧が完了しておるところでございます。

次に、被災された住民の方々への対応状況ですが、罹災証明書の発行については、総務課と各総合支所が窓口となり、その対応にあたってまいりました。

この災害で住宅被害に遭われた世帯への町税の減免と、見舞金、支援金の申請に必要な罹災証明書の情報をもとに、担当課が直接、被災者宅や避難先を訪問し、住宅損壊に係る見舞金や貸付金などの支援や、今後の生活の再建の相談について説明をさせていただきました。

このたびの災害で被害を受けられた方々の生活上の不安を少しでも和らげ、なるべく負担を感じることをないよう、罹災証明書の発行、見舞金等の支給、町税の減免等に係る各種の申請手続きのほか、一時入居先の斡旋、生活道路の応急復旧、防疫活動、ごみ収集などの支援について相談や申し込みができるよう、各部署、各課を窓口、被災者支援に関する被災者の方々からの相談等に対応してまいりました。

次に、県庁の公表データと議会答弁の整合性、危機管理の基本である被災情報の収集・発信についての今後の対応と計画でございますが、まず、先の第1回臨時会におきまして、田中議員さんからの総被害額についての御質疑に対し、わからないと答弁をいたしましたが、このことにつ

いては、総被害額についての質疑でありましたので、広範囲にわたる被害で、被害額の全容が明らかになりつつある中、その時点で公共土木施設以外にも被害額が確定していないものもありまして、そのような答弁をいたしておったところでございます。

また、山口県が発表した7月26日10時現在の平成30年7月豪雨による被害状況等によりますと、県下の被害額計は230億6,700万円であり、県下の集計については、各市町から県の担当部署に対し被害額の報告とその集計がなされ、その内訳については示されてはおりませんが、本町の農林課、水産課、建設課から、県のそれぞれの担当部署に暫定的に報告された被害額の合計は約4億2,000万円で、田中議員さんからの御指摘のとおりでございました。

被災情報の収集・発信についての今後の対応につきましては、人的被害、住家被害については、山口県が公表する防災やまぐちに、これまでどおり報告することを基本といたしまして、被害額については、これまで各課が県の担当部署に報告した被害額をもとに確定をもって町の被害額を集計しておりましたが、県に報告すると同時に、今後は随時、速やかな状況把握のため、各課との情報の共有化を図り、迅速な災害状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

次に、過疎高齢化が著しい本町における避難計画の発令基準及び被災した住民支援のための情報提供の方法、宅地の被災への支援方法など、今後の災害への備えを含めてのルールづくりについてでございますが、これまでも、災害に備え早目の避難を行うために自主避難所の開設を行ってきたところでございますが、避難計画の発令基準につきましては、土砂災害、洪水、高潮の災害の種類ごとに、気象状況や河川の水位、潮位をもとに総合的な判断によって、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった、避難に関する勧告等を発令することになっております。避難に関する情報につきましては、広報誌や防災センターだよりによりお知らせをしてまいりました。

このたびの7月豪雨災害におきまして、被災状況の確認は、道路等は建設課をはじめ関係各課が、住家等は、総合支所・総務課消防防災班が情報収集にあたりました。

具体的には、自治会、消防団、民生委員等からの情報提供により把握に努め、被害状況の確認には、事業課と総合支所が行いました。

把握した人的被害、住家被害は、総務課消防防災班により県防災危機管理課へ報告するとともに、罹災証明の発行については、県に報告した情報を含め、総務課において発行を行いました。

この災害で住宅被害に遭われた世帯への見舞金、支援金の申請に必要な罹災証明書については、被災者へ発行された罹災証明書の情報をもとに、福祉課が直接、被災者宅や避難先を訪問し、住宅損壊に係る見舞金や貸付金などの支援や、今後の生活の再建の相談について説明を行ったところでございます。

また、被災した方々の住民支援のための情報提供の方法につきましては、各総合支所を住民支

援のための窓口といたしまして、相談と担当課等との調整を行ってまいりました。

災害時の個人への支援につきましては、自力で避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする高齢者や障害がある人などの避難行動要支援者を支える地域活動の強化も、自主防災組織には欠かせないものと考えております。

また、発災後において情報収集や情報提供、食料、飲料水、物資の提供等に関するさまざまなニーズに応えるために、行政との連携によって自主防災組織の推進と強化を図ることが必要と考え、さらに理解を深めていただくよう取り組んでまいります。

今後の災害への備えといたしましては、被災者相談窓口につきましては相談内容と担当課等を明確にし、相談の内容により適切な担当課等の窓口を紹介できるよう支援内容の整理を行うとともに、町広報誌やホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、最初に水道の大島大橋送水管の件から再質問させていただきますが、結果的に、こういう要望書も出していただいて、回答もいただいておりますので、きょうのような御答弁をいただけるんだったら、この間の6月議会の一般質問のような無駄な時間を費やすこともなかったのかなと思いますが、こういう対策をしていただけるのであれば、それはいいと思います。

ただ、その内容について、柳井広域水道企業団が、根本的な責任は企業団にあるというふうにおっしゃって、こういう補強支持金具を設置していくということでもありますけど、この問題は、誰かが表面上、責任をとると言えばいいという話じゃなくって、その原因が何だったのか、責任はどのような責任があったのかというものを明らかにしなければ意味はないのだというふうに思っておりますし、新聞の報道によりますと、企業団は、工法変更により、当初想定になかった継ぎ手が必要になったと認めた上で、企業団に事故の責任があったと言っているわけですから、その辺を明らかにせず、単に企業団に責任があったんですよと言われても、じゃあどういった責任なのかというところの究明がなされないと、あまり意味はないのかな。

この支持架台の増設というんですか、補強については、それは一定の評価というか、必要性はあると思いますが、その責任の部分については、このまま、単に企業団が責任をとりますということでは済まされる問題じゃないと思いますので、その辺を引き続き、町としても、企業団にどのような責任があったのかということをも求めていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、要するに今回の問題は、今回こうやって支持金具を補強で付けるということになったということは、その継ぎ手の部分が弱かったということは、もう誰が見ても明らかで、このような明白な危険の可能性ということ指摘というか対策ができなかった、施工時のそういう関係した技術者というか設計施工業者にも責任はあると思われるわけです。

要するに、今度、浮島で海底送水管の工事が予定されておりますけど、この間の6月の答弁ではメーカー指定はできないと、それはそうなんでしょうけど、やはりこういう事故があつて、その責任の所在、原因が明らかにされない中で、仮に同じメーカーのものを使って、同じ業者が施工するということになったときには、今度は町が発注者になるわけですから、発注者の責任として、その辺を、これはメーカー指定ができないから、もう業者の自由で使っていいんですよということではなくて、そこで、今回の事故を踏まえて、また同じ轍を踏まないように発注者としての責任を果たすべきで、業者任せにできる話じゃないと思いますけど、その辺の、今後の取り組み方針っていうんですか、どういうお考えなのかっていうのを御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 企業団にどういう責任があつたのかという再質問でございますが、企業団の説明によりますと、たびたび申し上げておりますが、当初の設計内容というのは、大島大橋の上は1本の管でずっとつないでいくという状況であつたというふうに聞いております。それが、大島側から山陽本線を越したところで、一度、先行的に工事を進めなければならない状況が起つたということで、そこで、当初の設計には予定がなかった継ぎ手が発生したということだそうなんです。それで、その継ぎ手ができたわけですから、継ぎ手から先は1本のものでずっとつながつておるといふふうに聞いております。

要するに、企業団に責任があつたというふうに企業団が言っておるのは、本来であれば、そこに継ぎ手があるような設計でなかったものが、継ぎ手が起つたような変更設計になつたことが、最終的には今回の事故の原因であるというふうなことから、そこで、企業団に責任があつたというふうに言っておるといふふうに思うわけでございます。

そのときに企業団とすれば——当時のことですから、もう相当古い話ですが——その当時のときに、もともとの設計ではなかった継ぎ手が6メートル間の間にできるという変更設計になつたときに、そのときに——今回、支持金具を6メートル間の間にずっとつけるわけですが——そのようなことが設計変更と同時に進められていけば、こういうふうな事故にはつながらなかったんじゃないかということは素人が考えてもわかるわけでございますが、当時、企業団のほうでは、当時は、その継ぎ手があつたとしても強度に問題はないという認識から、そこに補強金具、今回のような支持金具、補強金具が設置されなかつたということであつたと思います。

ですから、結果的には、その支持金具がなかつたこと、そして設計変更が行われたこと、それはまさしく企業団が変更し、そして支持金具のない継ぎ手を新しく変更設計でつくつたわけですから、そういう意味で企業団に責任があつたというふうに企業長のほうから回答があつたということだと思っております。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほどの田中議員さんの、浮島の送水管についての御質問でございますが、議員さんおっしゃるとおり、町としてはメーカー指定はできないと考えております。

ただし、メーカーから、発注した場合に承認願等出てきますので、町といたしましては、その承認のときに、承認願を出す前に慎重に協議したいと思います。

また、今回の破壊につきましては、ツバ短管の破壊によるものでございますので、送水管については継ぎ手のないものとしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 継ぎ手は、構造は違っても、やっぱりそういう単純なミスを見逃す工事だったということなんで、ほかにいろんなリスクがあると思いますので、工法が違うから無条件で承認するよという話にはならないと思いますので、その辺は、よく踏まえられておいていただきたいと思います。

じゃあ次に、町民からの要望や意見の取り扱いについてですが、これは先日、私がある町民の方から言われたんですが、役場にいろんな意見とか要望を出したいけど、接遇の問題になると思うんですけど、ちょっと愛想が悪いし、聞いても説明がよくわからないと。話が、要するに丁寧に聞いてもらえないと。だから、直接は言いたくないということで、私のほうへ言ってこられた方もいるんです。

やっぱり、中におられるとわからないと思いますけど、外から見ると役場の壁っていうのは非常に高く、なかなか気安くものが言えるような組織じゃない、役所じゃないというふうに思っております、それは一つ課題でもあると思いますけど、やっぱり役所として、役場として、もっと町民の声を、受け身じゃなくて積極的に集める努力が必要なんじゃないかなと、意見を言いやすい環境づくりというものが必要なんじゃないかなと思います。

まず、これは聞くまでもないですが、町民からの声というものを積極的に集めようという意向があるのか、それとも、できりゃあなるべく消極的に捉えて、声は聞きたくないというふうにお考えなのか、その辺をちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町民の皆さん方からの御意見を積極的に受けとめるというのは当然のこととありますし、田中議員さんも職員に長いことおられたわけでございますから、町の職員の立場と、そしてまた一般の町民の立場というのが、両方がおわかりになっておるわけですから、非常に、今、的確な御質問ではないかというふうにも思うわけでございますが、町の職員としましても、また副町長、教育長、そしてまた町長にいたしましても、町民の皆さん方からの要望を軽んじるような聞き方をしていることは全くないと思っております。

私も、町長室のドアは常にオープンになっておりまして、予定が入っておれば、それはなかなか難しいことですが、総務課のほうに、町長にいろいろそういう要望・要請をしたいとか、また、お話をしたいというのは、予定を確認していただいでであれば、いつでもお会いすることを拒否するものでもないし、皆さん方はそのような提案とか、または要望・要請についても、町長室までおいでいただいでおる方もたくさんおりますので、それらも含めて、町の職員も、そのように皆様方から個別の要望であったとしても、それを拒否するというようなことは全くないというふうに、そういう態度であるということは、私のほうからも申し上げておきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 接遇が一つ、役場の高い壁になっているということでございます。

接遇につきましては、これは行政改革大綱の課題の一つでございますので、これにつきましては、もしそういうことがあるのであれば改善に努めたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私もあんまり人のことは言えないんで、自分ではそう思っていないんですけど、相手はそう思うという場合もあるので、しっかり、オープンなんですよと、ウエルカムなんですよということを町民の方にアピールして、開かれた、オープンな町政であるように努力をしていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、町政への提言システムとか、そういう町民からの声を受け取る仕組みはあるんですよということがあったんですが、ちょっと聞くのが、要望がありゃあ自治会を通してくれというようなことを言われたこともあるということもありますけど、まずホームページでの提言システムがあるとか、各支所に提言箱があるよと、こういう声を酌み取る仕組みがあるんですよということをしっかり町民の方に周知して、それは一つのルールとして、それは業務の、余り、何でもかんでも、いつでもかんでもという、それは理想はそうなんですけど、やはり一つのルールも必要かと思imasので、その辺をルールをつくって、要望はこういうルートで上げてくださいというのをルールをつくって、ひとつ町民の皆さんにしっかり周知をしていくということで、なおかつ、それを積極的に声を集めるというスタンスで取り組んでいくということが必要だと思います。

今、例えば、個人が総合支所とかどっかの窓口行って、こういう意見があるとか要望があると言ったときに、それはどういうふうを受けとめられて、それをどういうふうに——もちろん、すぐ即答はできないことがほとんどでしょうから、それを町の中で、どういうふうなプロセスで検討して施策に反映させるのか、その辺をちょっと具体的に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 個人に限らず団体とか、そういうグループからの要望も、窓口のほ

うに来られて出されることはあろうかと思ます。

それにつきましては、総合支所はある程度、窓口的なところでございますので、そこから担当する課のほうにその要望なりをつないで、担当課の中で、それに直ちに取り組みられるのか、例えば制度的に大丈夫なのか、もしくは、これを実施することについて問題点があるんじゃないかとか、そういったところの検討をした上で、もちろん財政的なこともございますけれども、ことしの予算でできるのか、または次年度以降考えていかなきゃならないのかまで考えて、その担当課で判断した上で、上司もしくは決定権者に御相談をするという格好になろうかと思ます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それじゃ3つ目の公共施設の管理方法についてですが、使用料についても条例改正案を検討中というような御答弁があったと思うんですが、昨年の6月の、私の一般質問の答弁の際は、使用料については統一は困難であるという御答弁がありましたが、その困難を乗り越えて、今回、その改正の検討をされているということで喜ばしいことではあります。

その中で、今、教育委員会の中で検討されている段階であるというようなことがあったんですが、現場の声というんですか、それとか町民の方の声、そういったものは把握されて反映されているのか。これは公民館という、広く町民の方が利用する施設として、町民の方に直接的にかかわることなんで、その辺の現場の声、もちろん町民の方の現場の声とか、各公民館の担当者の声とか、そういったことは把握されて検討に反映されているのかどうか、その辺をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 公民館の担当者の声は聞いておりますが、大変申しわけないんですが、まだ町民の声を聞く段階にはいたっておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 聞く段階にないということは、今後聞かれるということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 町民の方をどの範囲まで聞いたらいいかとか、また検討したいと思いますが、おっしゃるように、公民館は社会教育・地域教育の柱でもありますので、何らかの形で町民の方の御意見が反映される制度というか料金設定にしたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それはそうなんですけど、実際にそういう、例えばパブリックコメントを実施されるとか、そういう予定があるのかどうか、ないのか、それを御答弁いただきたいと思ますし、とりあえずそれを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） どういう形がいいか、パブリックコメントがいいのか、どういう形がいいかも含めて、町民の声の聞き方は検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） しっかり、先ほどの話と重なりますけど、町民の方の声を聞いて、より良い——受益者負担というのが最近よく耳にするんですけど、社会教育施設ですから受益者負担を重視し過ぎないように、もちろんそういう観点もある程度は必要だとは思いますが、余り採算性とか受益者負担に固執して、要するに公民館活動、社会教育活動が、この料金改定によって後退することのないよう、しっかり時間をかけて検討していただきたいと思えます。

それでは、最後の4点目の質問ですけど、まず被害額の件なんですけど、9月で7億円余りの被害があったということで、8月6日の時点で総被害額がわからないということだったということなんですけど、このときは私は総被害額ということを使ったわけではなくて、全体の被害額、把握できている金額は幾らかということも補足でも言ったと思うんですが、それでも8月6日時点の被害額はわからなかったということでもよろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私の受け取り方にちょっと問題があったのかもしれませんが、私といたしましては総被害額を聞かれているものと思ひまして、その時点でつかめていないものがございましたので、ここで発表といいますか、お伝えすることはできないという意味で申し上げました。

ただ、田中議員さんの言われるように、例えば県に報告しておる数字はとかいう話であれば、当然ながら、あの時点で報告して、暫定的な数字ではありますけれども報告をしておったわけがございます。

今後においては、その都度その都度の数字というのはつかんでいきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういう情報も、議会でどうこうというんでなくて、逐次、町民の方に知らせるような、先ほど質問したような情報発信が必要であろうというふうに思うんですが、その辺をお願いしたいと思います。

その情報提供について言えば、自治会などを通してという答弁がありましたけど、質問したように、ほかにももっと活用できるツールがいっぱいあるんじゃないかと思ひますが、その辺の活用の、今後の検討というのはされませんか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 住民の方への情報の提供ということでございます。

災害が起きる前にどのような対応をしたらいいか、どういうことを取り組んでほしいとかいう情報であれば、それは災害を少なく抑えたり軽くできたりするわけでございますが、そういった情報はどんどん流していきたいというふうに思っております。

ただ、被害の状況の報告につきましては、私どものほうは、被害状況については県の危機管理課のほうに報告をしまして、危機管理課のほうで一元的に防災やまぐちというところで発表しております。これは短時間で動く数字でございますので、ここは一元化でやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

ですから、また住民の方にその被害の状況、もしくは逐次お知らせするといいかとは思いますが、すけれども、例えば、県と町が県道等の通行止め状況なんかをもし報告した場合に時間的な違いがあつて、かたや通行できます、かたや通行できませんとかいうのがございますので、そうしたところを考えると、被害状況についての公表等については、ちょっと慎重なところが要るのかなというふうに思っております。

いずれにしても、住民の方の生活に影響することについての情報は、できるだけ私どもも、あらゆるツールを使って公表はしていきたいと思えます。

ただ、被害のことにつきましては、皆様に周知できない情報というのもございますので、そういうところの選択はしっかりやっつけていかなきゃいけないなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） しっかり情報提供をお願いしたいと思えます。

今回の豪雨災害で人的な被害が出なかったというのが不幸中の幸いでもありますけど、人的被害が出ていてもおかしくないような豪雨だったというふうに思っております。ほかの自治体では大きな被害が出ているということから、本町でもすぐ、次の豪雨だけに限りませんが、きょうあす、地震が来るかもしれない。災害への備えは臨戦態勢だというふうに思えます。

ちょっと確認をさせていただきますけど、国では避難所運営ガイドラインというのをつくって、自治体でもそれぞれ避難所運営ガイドラインというのをつくって、避難所を開設したときの運営方法っていうのを具体的に、実践型のマニュアルがつくられていますけど、こういったものは本町ではつくられておられますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議員さんの言われているのは発災後の避難所のことだと思いますけども、これにつきましては、つくっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それは、ちょっと私は拝見したことないんですけど。

ちょっとその前に、今、自主避難所の場合は、毛布等や飲み物、飲食物は各自持参してくださいとなっていますけど、避難勧告とかが出た場合の避難所においては、そういった食料とか毛布、用具の提供はされるということですのでよろしんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、自主避難所——ちょっと話が田中議員さんの質問、前の段階に戻ってしまうんですが——自主避難所について、食料なり毛布なりというところにつきましては、やはり自主避難所でございます。そういうことでございますので、各自が御用意いただくのが原則というふうに思っております。でありますので、高齢者の方につきましても、御負担をかけているということは重々承知しておるところでございますけれども、そういう場合においても、近所なり自主防災組織であったり、言いかえれば自助・共助の中で対応していただけたらと思っております。

我々といたしましても、避難所の開設については、そういう負担が少しでも軽減できるような形で、開設の時間等に注意を払っているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、避難指示、避難勧告等が発令されたときにそれが確保できるのかと。これは今までの経験でいきますと、やはり避難勧告なり避難指示が出たっていうのは、もう自主避難からの継続的な格好になると思えますので、現実のところ申し上げますと、その準備というのはなかなか難しいであろうというふうに思っています。

ただ、発災後になりますと、例えば災害救助法の適用なんか受けるようになれば、当然ながら、これはもう逆に、食料・飲料水の供与、被服・寝具等の供与につきましては、これはもう義務づけられておりますので、そういった時点においては準備をされるべきものでであろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、時間じゃけえね。

○議員（5番 田中 豊文君） 最後ですか。

○議長（荒川 政義君） 最後。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、ちょっとまとめてというか。今、自主避難所から避難所へ移行するから難しいというような話もありましたけど、それもちょっとよくわからないんですが、それは、避難所が開設された場合に、もちろん食料とか用具の配布はされるっていうのは、もう当然の話でしょうけど、具体的に、例えば町内、大規模災害で町内各地に避難所を設置したというときに、その食料や飲料水、それから物資なんかを、そこへ運んでいかなきゃいけない。

そのときに、まず一旦どっかへ集めて、それを各避難所へ輸送しなきゃいけないと思えますけど、例えばそういう場合に、誰がどういうふうに輸送するのか、どこに集めて、誰がどのように

輸送するののかということ、さっき避難所運営ガイドラインは策定されているということなんで、そこでどういうふうに決められているのか。当然、要配慮者とかそういう方にも対策が必要だと、そういう時代ですし、健康管理や衛生管理、そういったことも求められる時代ですので、そういったことを運用マニュアルの中で、ガイドラインの中でどういうふうに具体的に定められているのか。

それを言うのは、結局、各避難所を責任者の方が、職員の方で運営しなきゃいけないと。幹部の方が責任者でつくようになっているんかもしれませんが、その幹部の職員自体も被災を受ける可能性があるんですから、結局、誰が行っても、そこで避難所を運営できる責任者として担えるような、そのためのガイドラインをつくっとかにゃいけん。そのガイドラインが、どの程度の実効性のあるガイドラインかわかりませんが、じゃあ具体的に輸送に限っていえば、どういうふうに定められているのか、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 避難所の開設運営につきましては、この防災計画に記載をさせていただいております。

ですが、現実に被災遭うときに職員をどう配していくのかっていうところについては、やはり災害対策本部が当然ながら立ち上がっておりますので、そこの総務部門——私ども等になるんですが——のほうから、配置する職員等の割り当て等はやっていくようになるかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議席番号1番、藤本浄孝です。一般質問をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

質問に先立ちまして、今から132年前のきのう、明治19年9月24日に、大島地区で郷の坪大災害が発生しました。大雨による土石流で110名の人命が失われました。昔のことと忘れないことが大切だなと思っております。やはり自然は厳しく、また、このようなことが起き得る土地に住んでいるんだなという自覚と教訓を忘れてはいけないなと感じるところでございます。やはり防災と避難が大切であり、日ごろの備えが必要であります。これを踏まえて質問させてい

たきます。

このたびの第3回定例会に際し、一般質問通告に2項目の質問をあげました。質問と趣旨内容について述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1番目の質問といたしまして、7月豪雨に関する防災対策と今後の対応についてであります。先ほど、田中議員さんからの質問、答弁がありましたので、重複をしないようにいたします。

このたびの7月豪雨は、周防大島町において、人的被害は幸いにしてありませんでしたが、各地で土砂崩れや浸水被害をもたらした豪雨でありました。山口県土木防災情報システムのホームページによりますと、屋代川、三蒲川、宮川において氾濫注意水位——これは警戒水位でありますけれども——これを超えていたとの情報を確認することができます。屋代川においては、7月6日の午後7時30分から9時までの間、氾濫注意水位を超えたとのこと。その際、流域住民への避難の案内、情報提供が適切であったかどうかを伺いたいと思います。

また、全長7.4キロメートルの屋代川においては、山口県により、およそ中間地点であろうかと思われ屋代橋で警戒水位が観測をされています。しかし、その上流域には雑草や樹木、岩石が覆い、川幅が狭くなっている箇所があり、支流が多いことも含めて、氾濫を心配する声がありました。また、たびたびの台風や大雨による河川への土砂の堆積も増え、浚渫工事を急ぐ必要があります。そして、増水は、海の潮位が下がる時間帯であったんですけれども、これが、潮位が上昇するころであれば、下流域への被害の恐れも十分に考えられたところでもあります。

今後も起こり得る想定以上の降雨に対し、町による町内河川の管理と、県による河川管理、ダム管理、砂防ダム管理について、今後の対応と県に対する要望に関する現状認識、例えば9月21日の新聞報道にもありましたけれども、島田川の堤防が決壊をしたということについて、県から市への情報が大きく遅れたということもありました。このようなことも踏まえて、県との河川管理の連携の強化について、取り組みを伺います。

続きまして、最近の報道では、防災事業はもちろんのこと、人命を守るための避難の重要性に注目されています。ここでは、避難するにあたって重要なものでありますハザードマップについて伺いたいと思います。

土砂災害ハザードマップのさらなる活用と作成時の想定降雨量、これは屋代川の洪水ハザードマップにありますけれども、この想定降雨量、これが263ミリとなっておりますが、そこには、おおむね50年に一度の大雨、日雨量が263ミリ降った場合を想定していますと記されています。

先般の7月豪雨の際には、アメダスと申します気象庁の観測施設が安下庄にあります、その情報によりますと、24時間の日雨量は234ミリと、ハザードマップの想定に近い雨量が降っていたということになります。そして、ちなみに安下庄では総雨量が376ミリになっていたとい

うことでありますので、それだけの雨が降ったということでもあります。

ハザードマップ作成時の想定降雨量と今回の降雨量の差を鑑みて、想定外の降雨に対する新たな防災対策、避難対策、情報提供が今後の課題になると存じます。ここでは、避難のときに重要になるハザードマップについて、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

そして、また、これに関することなんですが、雨に関することなんですけれども、これは実際に起こった事例でありますけれども、個人所有の土地、個人所有地における住宅や庭地において発生した土砂崩れや浸水に対し、個人所有の土地なので具体的な措置は町が行えないとしても、保険の被害申請に関する現状確認と、そして住民からの被害の報告、相談を受けて、今後の助言や罹災証明の発行を行う窓口が必要であると考えます。こちらは、先ほど田中議員さんからも質問があったところだと思いますけれども、被害があっても町に対する問い合わせ先、これがわからないんですよというような声が多くあがっておりました。より広報、そしてホームページで発信をしていくことが重要と考えております。

実際に被害に遭い困っておられる町民に対して、町の取り組みについて教えていただきたいと思っております。

そして、2つ目の大きな質問といたしまして、2つ目の質問は町立小中学校の環境整備についてであります。このたびは、環境整備の中でも空調設備の設置について伺いたいと思います。

先日、地元の中学生に、学校の空調について尋ねました。この夏は梅雨明けがとても早く、また、暑い日が続いて、扇風機だけの教室では大変でありましたという声を聞きました。また、特別教室にエアコンがない小学校の小学生は、図書室や音楽室の使用が大変厳しかったというようなことを聞いております。

それを受けまして、事前に私も教育委員会に伺って、状況について説明をいただいたところであります。状況を説明をしますと、文部科学省が示す資料においては、平成29年6月の段階の発表ですけれども、山口県の小中学校の空調設置率は18.2%となっております。県内でも、岩国市は基地関連の交付金なんかもあるようで、岩国市は100%の空調設置率であるということでもありますので、県全体で見ますと、岩国市以外は、この18.2%よりも少し下がるのかなというところでもあります。

そのような中で周防大島町内の小中学校は、町そして町教育委員会の取り組みによりまして、また、再編交付金の交付もありまして、県の基準からすると設置率はよいと言えます。14校ある小中学校の中で、おそらく9校が設置をされておるところだと思いますので、割合としては多いところだと思います。とはいえ、学校によって空調設置の差がある今の現状や特別教室への未設置など、課題は多いと感じております。現在の、町立の小中学校の空調設備の整備について、各校の設置状況の差について、現状確認と今後の設置認識を伺います。

続いて、平成31年度に小中学校の空調設備の整備完了を目指す内容についてということで伺います。

ことしの第1回定例会においても、椎木町長より定住対策の一つとして、平成31年度には全ての小中学校に空調設備の整備完了ということでお示しになられております。

しかし、近年の猛暑により学業や健康に支障を来すという声があり、気象庁からも、ことしの猛暑は災害であるというような見解も発表されております。これらを考えますと、早急な空調設備の整備が必要ではないでしょうか。米軍の航空機騒音もある中で、窓をあけていれば騒音で授業がかき消されることもあるかと存じます。何より児童、そして生徒の健康、そして学業のために、空調整備は必須な情勢であります。そのために、町独自の設置も考えてもよいのではないかと考えます。

平成31年度の小中学校への空調設備の整備完了に向けての進捗状況を示していただいて、前倒しでの来夏までの設置の可能性、そして今後の取り組みについて伺いたいと思います。

そして最後に、周防大島町内でも児童、そして生徒数が多い大島中学校、大島中学校は73名の生徒、そして久賀小学校は128名の児童がおりますけれども、それらの学校への空調設置が急務であると考えます。町内では大規模校となるこの2校の設置が遅れている理由とともに、今後の設置予定を教えていただければと存じます。

私からの質問は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、7月豪雨に関する防災対策と今後の対応についてという御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、第1点目の、西日本7月豪雨の際、屋代川、三蒲川、宮川において氾濫注意水位——警戒水位であります——これを超えていたとの情報があるが、流域住民への避難案内、情報提供は適切であったかという御質問でございました。

藤本議員さんの御指摘のとおり、山口県土木防災情報システムによりまして、県内の主要河川について、雨量とともに水位が計測・管理されております。7月豪雨におきましては、屋代川、三蒲川、宮川の3河川は、水防団待機水位を超過いたしましたことから、消防団——水防団とも言いますが——へ連絡し注意を促したところであります。また、一時的には、氾濫注意水位、警戒水位にも達したところであります。

水位のその段階的な上昇につきましては、山口県からも情報を得ており、対応してまいりましたが、これらの河川の状況について、避難勧告等の発令基準水位でないことや、その時点で雨量が減少、河川水位も減少に転じていたこと、自主避難所を開設し大雨に対する警戒を呼びかけていたことなどから、避難勧告等は発令いたしておりません。

今後におきましても、河川の水位や降雨量のデータと気象現象の状況等を総合的に判断して、さらに水位が上昇し氾濫危険水位を超える場合も想定し、流域住民への避難案内、情報提供が適切に行えるよう確認してまいりたいと考えております。

2点目の、町による町内河川管理と県による河川管理、ダム管理、砂防ダム管理について、今後の対応と県への要望に関する現状認識についてという御質問でございました。

町内の河川は二級河川と普通河川がございまして、普通河川は町の管理、二級河川及び普通河川のうち砂防河川の砂防施設、つまり砂防堰堤や流路工等につきましては県の管理となっております。

屋代川につきましては、堤防、水門及びダム等の河川管理施設や砂防設備の機能維持や機能回復等のため、河川監視員による巡回、毎月2回以上実施しており、河川の維持・補修等の適切な実施に努めているというところであります。

県からは、河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から治水上の緊急度を勘案の上、必要に応じて堆積土砂や倒木の撤去などを実施しており、屋代川についても、平成30年度も引き続き実施する予定というふうに伺っております。

屋代川の浚渫の維持管理につきましては、地元自治会からも毎年要望がありまして、町からも、その都度、県に対し予算を確保して早期に改善するよう強く要望しており、今後も引き続き予算確保に努めていただくよう、県当局に強く要望してまいりたいと思います。

町としても、屋代川流域に限らず、皆様が安全で安心して生活ができるよう、今後とも対応してまいりたいと考えておりますので、皆さん方の御協力のほうも、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目の、土砂災害ハザードマップのさらなる活用と、作成時の想定雨量と今回の雨量差を鑑み、想定外の降雨に対する新たな防災対策、避難対応、情報提供が課題となるが、今後の取り組みについてという御質問でございました。

気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。7月の豪雨の際には、活発な梅雨前線による大雨はおさまる心配がなく、これまでに経験したことのないような大雨となっており、いつ土砂崩れや浸水による重大な災害が発生していてもおかしくない状況として、気象庁は、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県の5府県に大雨特別警報を発表いたしました。

本町においても、7月豪雨の影響により甚大な被害が及んだことから、今後においては早目の避難を心がけてもらうよう、平素から防災・減災啓発活動を進めるとともに、防災行政情報を伝える重要な手段となっている防災行政無線の活用と充実に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

また、災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織の役割の重要性と予防的な活動の推進をすることが期待されております。自力で避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする高齢者や障害がある人などの避難行動要支援者を支える地域活動の強化も、自主防災組織には欠かせないものと考えております。これらの新たなニーズに応えるために、行政との連携によって自主防災組織の推進と強化を図ることが必要と考え、さらに理解を深めていただくよう、この自主防災組織の組織化に取り組んでまいりたいと思います。

河川を含めた水害への対応として、山口県と気象台とこの周防大島町は減災対策協議会を設立し、ハード、ソフト両面から減災に取り組む体制を構築したところでございます。水害リスク——洪水の危険度でございますが——これの周知、そして情報伝達・共有の強化を図り、防災力の向上に努めてまいります。

具体的な方策の一つとして、洪水危険区域見直しを県が進めております。現在は、50年に一度の大雨、日雨量263ミリを想定し、町はこれに基づいた屋代川洪水ハザードマップを作成しておりますが、今後は、想定し得る最大規模の降雨量を100年に一度や、おおむね1000年に一度の大雨を対象にした浸水区域・危険区域を設定することとしております。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4点目でございますが、町で把握が困難な個人所有地等において発生した土砂崩れや浸水に対し、現状確認と住民からの被害報告・相談を受け、助言や罹災証明の発行を行う窓口を置く必要があると考えるが、今後の取り組みについてという御質問でございますが、この7月の豪雨災害におきまして、災害の発生直後から、総務課と各総合支所を窓口し、罹災証明の発行と個人所有地等において発生した土砂崩れや浸水等の相談や調査に対応してまいりました。

いずれにいたしましても、総務課だけでは、当然、対応できないものでございますから、各総合支所が一番、それぞれの地域の住民の皆さん方の身近な窓口となるところでございますので、各総合支所にそのような窓口を設置し、そして各総合支所が窓口となって、一時的なそういう相談、そしてまた調査、そしてまた罹災証明等の手続きの、本課との引き継ぎ等もやっておりますのでございます。

被災状況の確認は、道路等は建設課をはじめ関係各課が、そして住家等は総合支所、総務課消防防災班が情報収集にあたりました。具体的には、自治会、消防団、民生委員等からの情報提供により把握に努め、被害状況の確認には事業課と総合支所で共同して行ったところであります。

これからも、被災した方々の住民支援のための情報提供の方法につきましては、各総合支所を住民支援の窓口として相談や担当課等との連絡調整を行うとともに、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後の災害への備えといたしましては、被災者相談窓口につきましては、各総合支所が窓口になり、相談内容と担当課等を明確にし、相談の内容により適切な担当課等の窓口を紹介をできるよう支援内容の整理を行ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

あとは教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 藤本議員さんの、町立小中学校の環境整備についての御質問にお答えいたします。

休校中の情島小中学校を除く14校の小中学校における空調設備の整備については、平成16年10月の合併時には、旧東和町の城山小学校と旧橘町の島中小学校、浮島小学校、安下庄小学校及び安下庄中学校の計5校が整備済みでございました。

平成25年度、久賀中学校については校舎耐震化事業である改築工事にあわせて空調設備を整備いたしました。平成22年度から対応してきた耐震化事業の全てを終えた平成26年度から、年次計画的に学校施設の環境整備のための空調設備を推し進め、平成28年度に明新小学校及び森野小学校、昨年度は三蒲小学校及び油田小学校を整備し、本年度は沖浦小学校の設置工事を進めております。

また、未整備である久賀小学校、大島中学校及び東和中学校の3小中学校をできるだけ早く整備し、学習環境の向上を図りたいという思いは、藤本議員さんをはじめ皆様方と同じ思いであり、この3校の環境整備につきましては来年度に工事を計画しており、できるだけ平成31年度に完了するよう努力いたしますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。河川、そして豪雨に対する取り組みというのは急を要することですので、ぜひ、取り組みをどうぞよろしくお願いをいたします。

再質問、1つさせていただきたいんですけども、ハザードマップのことです。今あるハザードマップが、情報が少し古いのではないかなと思うところがあります。例えば、私の地元で言いますと屋代小学校の電話番号が書いてあったりとか、これはもう今、電話はないかと思えますので、そういった情報が、これは本当に全く知らない人がハザードマップを見られて、困るということも中にはあるかと思えます。

これは、緊急の避難を促すものでありますので、やはり確実な情報、そして更新が必要になるかと思えます。このハザードマップについて、更新が、例えば何年に1回更新しましょうとか、そういったことというのは取り決めがあるのかどうかということをお聞かせください。

そして、あとエアコンの設置、空調施設についてなんですけれども、先ほど教育長からも、中

学校の設置、これは大事なことというふうに御理解をいただいたところでありますけれども、平成31年度ということ年度の区切りであります。今、平成30年度で、平成31年度ということは次の3月までと、平成32年の3月までということになりますので、年度いっぱいだと夏に間に合わないというようなこともあるかなと思います。

ですので、それを、この夏が終わりました次の夏、また同じような猛暑になることも十分に考えられます。その際に、例えば空調が間に合わないということであれば、どのような対策というか、子供の健康を守るかというふうにどのように想定されておられるかなということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。御質問ありがとうございます。

教育委員会としても少し苦慮しているところで、現在の予定では来年の夏に間に合わない可能性が随分高いものですから、例えば扇風機の数を増やすとか、3校の児童生徒に首用のクールバンドを貸与するとか、どうしたらいいかというのも検討しております。

試算もしておるんですけど、一番は、何とかして夏に間に合わせないかな、そういう道というか、予算取り等を検討して、どうにかならんかなというものが、一番、思いなんですけど、もしものときは今のよう形で、何とか少しでも涼しい環境をつくっていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、空調の関係は教育長が申し上げたとおりなんですけど、私のほうからも少し答弁させていただきたいと思います。

全国の普通教室、特別教室が82万教室ぐらいあるそうですが、そのうちの34万2,000教室ぐらいが空調が整備されておるということでございまして、全国では41%から42%ぐらいの設置率だということであるそうです。山口県は非常に悪く18.2%、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

このように空調の設置を、周防大島町の場合は、先ほど教育長からの答弁がありましたように、合併時に既に5校が整備されておったということなんですけど、空調の整備をどんどん進めていこうというふうにやってきた自治体と、いや、子供たちにはある程度そういう我慢を強いてからでもやらなければならないというふうな取り組み、基本方針であった自治体とによって、非常に大きな差が出ておるということでございます。

もう一つは、やっぱり財源の問題も当然あると思いますし、先ほど御紹介がありました岩国市が100%であるとか、または非常に小さな自治体で、中学校が1校、小学校が2校というような自治体においては、数年、2年、3年で、ごとごとと全部が完了してしまうということもございましたが、やはり大きな自治体では、なかなかそういう整備は進んでいないということであ

りまして、14校ある周防大島町では、よく進んでおるほうだというふうに思うわけでございますが、近年、特にまたそういう熱中症等の問題で、非常にこの空調の問題がクローズアップされております。

それで、国のほうも、文科省では交付金の予算額を増額するということがたびたび出ております。それも、交付金を文科省が用意しますよと言うんですが、実は、この文科省の交付金は事業費の3分の1なんです。そして、この事業の下限が400万円で上限が2億円ということでございますので、なかなかこの交付金に合致しないところもあるのではないかと思いますし、また、交付金の制度はありますが、国の予算が十分ではないということもあると思います。

そういうことからいたしますと、この周防大島町の残る3小中学校を、ぜひとも来年度中には整備をしていきたいというふうに考えております。そのことについて、近年では、例えば国の補助がとれなければ、PFIというような、先に事業者にやらせとって、後、行政のほうが使用料として使っていくというような方法もあって、それであれば予算がなくても一遍にばさっとできてしまうというような状況もあります。そういうこともありますが、周防大島町の場合、既にもう来年度の予算について要望を立てておりますので、それをやめてから別のところに乗りかえるというのは、なかなか制度としても難しいと思います。

今、御指摘にありましたように、夏に間に合わないのではないかという御心配がございましたが、確かに行政の事業というのは、4月からすぐ工事に着工できるという状況ではございませんので、そういう懸念もあるわけでございますが、私もぜひとも、そういう予算どりについて、31年度にできるだけ完了するように教育委員会と一緒に努力をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、夏に間に合わないという状況になりましたら、今、教育長が申し上げたように代替の施設というものとか、または本格的なエアコンじゃなくて、そこに設置型のエアコンのリースとかということも考えられるのではないかとこのように思っておりますので、そういうことも検討していけたら思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） ハザードマップのつくりかえといいますか、見直しについてでございますが、このたびお配りしたハザードマップにつきましては、平成28年の11月25日指定の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の見直しということがございましたので、作成をしかえたところでございまして、特別、何年たったらというものはないんだろうと思っております。また、今後において、このような同様な見直し等があれば、作成をしかえるというようなことはあろうかと思っております。

それと、藤本議員さんが御指摘された小さなところについては、今、ホームページに張ってい

ますので、そこら辺のホームページに張っている分については修正が可能ですので、逐次やりかえていくということにしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 答弁ありがとうございました。

ハザードマップに関しましては、やはり避難の大事な情報源になりますので、お願いをしたいと思えます。

あと、先ほどの川のことなんですけれども、これも県に、浚渫工事を、ぜひとも要望を出していただきたいと思えます。どんどん泥が上流からおりてきておるので、そのあたりもお願いしたいところだと存じます。

そして、空調設置のことですけれども、教育長より御答弁をいただきましたけれども、報道では、山口県内で美祢市が、保護者要望によって市内の小中学校にエアコンを設置をする。家庭用のエアコンをつけましたというようなニュースが出ておりました。

先ほど町長も、先取りでつけてとか、置き型のエアコンを置いてというようなことで案をお持ちということでありましたけれども、例えば美祢市のように家庭用のエアコンをつけて、そして使ってということでありましたけれども、例えばそういう方法がとれるのであれば家庭用のエアコンをつけて、そして本来の設置を待って、その家庭用のエアコンを取り外して、町の財産としてほかの施設で使うとか、そのようなことも考えられるのかなというような素人考えでありますけれども、いろんな方法、いろんな可能性があるかと思えますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、私からは以上です。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議席番号3番、吉村でございます。今回も発言の時間を与えていただきましたこと、お礼を申し上げます。

まず、7月豪雨、台風21号、さらに北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

ことしの夏、平成最後の夏は、災害の夏でありました。周防大島町では、6月28日の大しけの中で行われた海開きの神事に始まり、7月7日から降り続き、町内各地に大きな被害をもたらせた豪雨、荒天のため会場準備ができず中止となった、7月8日開催予定であった山口県知事杯ビーチバレー大会、さらに観測史上初となる東から接近してきた7月29日の台風12号、さらには災害と言える酷暑、想定外の事態を想定した上で、それに備える災害対策が必要となってきました。

さて、質問に入ります前に、6月議会の私の、望まない受動喫煙をなくすことについての質問に対し、一部庁舎におきまして、早急に御対応いただきましたこと、お礼申し上げます。喫煙場所が遠くなったがために中抜け喫煙の時間が長くなったということがないように、禁煙・減煙への取り組みについてもよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、1項目5点について質問をさせていただきます。

町外居住の町職員の実態についてであります。

定住対策を最重要課題と位置づけている周防大島町ですが、町職員が町外に居住することは相反する事態であり、町民と行政の協働によるまちづくりは地域創生に欠かせない要件の一つであり、職員は行政としての立場でまちづくりを推進する一方、町民としての立場で地域活動に参加することも求められています。

9月4日に台風21号の強風にあおられて、関西国際空港の連絡橋にタンカーが衝突し、連絡橋が通行不可能となる事故がありましたが、大島大橋の橋脚にタンカーが衝突するなどして通行不可能となることは、もはや想定外ではありません。そのような事態や災害が発生した際には、町民に対し安心安全を提供すべく、職員は昼夜を問わず迅速に参集し、危機管理体制を強化する必要があると考えます。

憲法第22条第1項に、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有すると定められ、地方公務員法第19条第1項に、職員採用試験に関し、全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないと定められているのは存じております。

しかしながら、私のみならず多くの町民、さらには町内居住の町職員からも、町職員が町外へ住所を有し、町外へ居住することは好ましくないとの声が多くあるのは事実であります。町の職員が町内に居住することは、災害時の体制強化、住民税や固定資産税の増収、通勤手当の抑制、地域活動参加、住民目線でのサービスなど、多くの効果があると考えます。

そこで、次の5点についてお伺いをいたします。

まず1点目、町外へ住所を有し、町外へ居住している町職員の人数及び総職員数に対する割合について。

次に2点目、町外へ住所を有している町の職員が、ほかの市町に納めている住民税の総額。

そして3点目、10年前にも先輩議員より同様の一般質問がありましたが、その後どのような対策を講じてきたのか、お伺いします。

さらに4点目、採用試験時、受験資格として、採用後に町内居住を条件にできないのか、お伺いします。

最後に5点目、休日や夜間に災害が発生した場合、町外居住の町職員の災害対応について、お伺いします。

以上、5点について御答弁よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの、町外居住の町職員の実態ということについて御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、第1点目の、町外へ住所を有し居住している町職員の人数及び全職員数に対する割合についてでございますが、本年4月1日現在で、町外居住職員は38名で、全職員に対する割合は15.2%となります。

次に、2点目の、町外へ住所を有し居住している町職員が他市町に納めている住民税の総額は、本年度の町民税の総額は410万円となります。

次に、3点目の、10年前にも同様の一般質問があったが、その後どのような対策を講じたかについてでございますが、当時も強制はできない旨の答弁をしておるのではないかとと思いますが、その後の対応でございますが、職員採用試験における採用面接試験時に、採用後に町内に居住することの意思について確認をし、さらに町内居住を要請を行っておるところであります。

また、新規採用職員には、勤務に伴う住所について、防災危機管理上の観点からも町内に定めるように、賃貸住宅の情報提供とともに要請を行っておるところであります。新規採用職員研修会において、町内に居住することの意義を説明し、奨励、要請をしているところであります。

また、町外居住職員に対しましては、人事評価個人面談時等に、災害等の対応などのためにも町内に居住することを促すなど、個別に対応しております。

次に、4点目の、職員採用試験時に町内居住を条件にできないのかということでございますが、今、議員さんおっしゃられたとおりでございますが、地方公務員法の第19条に、受験者に必要な資格に関する規定がございます。受験者に必要な資格として、職務の遂行上必要であって、客観的かつ画一的な要件を定めるといふものでございます。受験資格に、居住することを要件とすることが、職務遂行上必要な要件とできるのかという問題があるのではないかというふうに認識をしているところでございます。

しかしながら、災害時の対応をもって、社会通念上、客観的に合理的理由となるかにつきましては、近年の災害状況や今後予測される大規模災害、また、10年前と大きく異なる組織形態を

考慮すると、今後さらに検討していく必要があると考えております。

ただし、居住の自由については憲法で保障された権利であり、町職員が町内に住居を構えることについては、強制することまではできないのが現状でございます。

職員の町内居住に対する対策につきましては、法律の制限もありますので、慎重な対応も求められるところではありますが、本町は過疎化や少子高齢化の解決のために諸施策を展開しているところであり、その最前線に立つ町職員が地元に住居することは大変重要であることを、強制されるまでもなく、職員みずからが当然認識すべきことであるというふうに思っておるところでございます。

次に、5点目の、休日・夜間の災害発生時、町外職員の対応についてという御質問でしたが、休日・夜間の災害発生時については、予報・予測に基づいて職員配備体制を周知徹底しておりますが、予測のつかない地震等の緊急時において、防災対策や危機管理への影響がないように、それぞれの職員みずからが配慮、自覚していくことが、大変大切だというふうと考えております。

職員が町内に居住することは、大変重要であることは言うまでもありませんが、職員には、それぞれの家庭の事情など個々の状況もあることから、職員みずからが、行政サービスの担い手であることを自覚して対応していくことが重要であり、今後とも、職員に対して町内に居住することについての重要性や、町民の声をしっかり受けとめるよう啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 御答弁、ありがとうございました。

38人ですね、総職員に対する割合が15.2%ということですが、たしか、10年前は30人、9%ということで、職員数は減っているのに町外居住者が増えたと、誠に残念でございます。

ちょっと細かいこととお伺いしますが、採用時は町内に住所を有しておりましたが、その後、町外へ移転したような職員がいらっしゃるかどうか。また、その逆に、採用時は町外へ住んでおられたが、その後、町内へ住所を移された職員の方が何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 済みません、ちょっと数字を、今、確認しておりますけれども、現実におられます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 今、わからないということですが、自由に町外へ移転できるとい

うことでありましょうか。

職員服務規程というのがあると思うのですが、これに、例えば、町内に居住すべきであるとかいうふうなことはできないものなんでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 現実には、そういうことを設けておる自治体もございますので、できないことはないというふうに思います。ただ、その自治体においても、多分、町長の特任事項で、町長が特に認めればというところはあるんじゃないかと思っています。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） そのとおりでありまして、ちょっと調べてみました。近隣で言いますと、周南市、周南市職員服務規程第8条、職員は市内に居住するものとする。ただし、特に許可を受けた場合はこの限りでないと、居住制限を服務規程に明記されております。

ほかにも、せっかく調べましたので申し上げますと、北海道厚岸町、職員が町外に居住しようとするときは、町外居住承認願により任命権者の承認を受けなければならない。ほかにも北海道美幌町、北見市、青森県三沢市、群馬県桐生市、栃木県大田原市、近県では岡山県総社市、職員は、市内に居住することを要する。ただし、やむを得ない理由により市長の許可を得た場合はこの限りでないと。近県には、ほかにも広島県福山市、愛媛県八幡浜市、九州では鹿児島県出水市、霧島市が服務規程に明記されております。

このように、多くの市町で規程されております。憲法に違反するとは言えないと思いますので、どうでしょうか、周防大島町でも明記するような考えはないのかどうか、お伺いしますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 今のところ、そこは考えてはおりません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 考えておられないということで、とても残念でございますが。

ところで、病院関係の職員さんも、町の職員にあたるんじゃないかと認識しておりますが、病院関係はそのような統計というか、数字は持っておられますか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 吉村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

総数で言いまして、町内の職員の総数の割合が64%でございます。こちらは、特に大島病院につきましては医療技術員の採用ということで、橋から近いこともございまして、特に看護師、医療技術員——レントゲン技師とか検査技師とかでございますが——そちらの採用は郡外からの採用ということが多くございますので、64%の採用となっております。

事務職員につきましては3名ほど、現在、郡外から来ておりますが、先ほどもありましたように、採用によりUターンして帰ってきた職員も数名おります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

教育長に一つ、お伺いしたいと思うんですが、小中学校の教員の先生、これは町の職員じゃないんですが、この方々にもぜひとも町内に住んでいただいて、住民税などを納めていただいて、また、小中学校の緊急時には対応していただくのがベストじゃないかと思うんですが、教育長、いかがお考えなんでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御存じと思いますが、教職員の人事権は県教委にございますので、要望は出せますけど、服務規程ではありませんけれども、町内に住まない町内の学校には勤務できないという形はできないかと思えます。

できるだけ、最近も、町内の出身の30代の教職員も少しずつ帰っておりますけど、こちらにUターンしてくださいというお願いは含めて人事異動はしておりますけれども、その辺が歯切れよく言い切れないところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 教育長、ありがとうございます。

私らの学生のころは、ほとんどの先生が地元の先生というか、地元に住んでおりました。学校以外でも交流がありまして、いい経験ができたと思えますので、ぜひとも引き続き要望をさせていただきたいと思えます。

済みません、2番目のほうなんですけど、ほかの市町に納めている住民税が年間410万円というところでございますが、これは、彼らが定年までを考えると莫大な金額にはなると思うんです。ふるさと納税という制度があると思えますが、町外に居住し、ほかの市町に住民税を納めるのであれば、せめて、ふるさと納税でも利用していただくと期待はしておりますが、例えば昨年度、町外居住をしている町職員から、何件、幾らぐらいございましたでしょうか。個人情報保護法に反しない限りの内容で結構ですので、お答えください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 町外に住んでおられる職員が、ふるさと寄附金として納めていただいたのは、29年度、3件11万円です。

それと、先ほど、済みません、転入者、転出の数字はよう答えんかったんですけども、10年前のことなんですけど、10年前から現在までということで、転出者が13名、転入者が7名です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

ふるさと納税ですが、余り思ったほどの金額はなかったですね、残念です。ふるさと納税には、返礼品を受け取らず、寄附のみを行うということも可能なようなことも聞いておりますので、今年度はそれに期待したいと思います。

さて、住民税のほかにも固定資産税もほかの市町に納め、町外に居住しているにもかかわらず支給されている住宅手当や交通費等、損害だらけではございますが、神奈川県の綾瀬市や海老名市、鎌倉市、京都府京都市や大阪府の箕面市のように、それぞれ区域内居住と区域外居住の職員、住宅手当に差を設けている。町内優遇ですか、いうふうな自治体があるんです。

さらに、ちょっと聞いた話で、旧久賀町では、交通費は大島大橋までの分しか支払っていなかったとかいうふうな、すばらしい制度があったと聞いておりますが、このような制度について、周防大島町でも検討すべきと考えますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） その制度が適切なのかどうかというのも、ちょっと考えなきゃいけないんですが、今のところ、それについても導入する予定はございません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） なかなか、いい御答弁いただけないんですが。

3点目の、10年前にも先輩議員からありましたが、当時とほぼ同じような御答弁でございました。御答弁の中で、町内に居住することの意義ということがありましたが、これはどのようなことを言われているんでしょうか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、吉村議員さんが御指摘のこと、全てでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。繰り返し、繰り返し、いただきたいと思えます。

4点目、職員採用試験時に受験資格として、採用後に町内居住を条件にできないかということでございます。これは全国にたくさんあるので調べてきました。せっかくですので、37自治体ありますので申し上げますと、北海道江別市、えりも町、小樽市、北広島市、積丹町、白老町、寿都町、千歳市、平取町、深川市、北竜町、湧別町、北海道多いです。青森県弘前市、山形県尾花沢市、中山町、舟形町、長野県でいうと上松町、立科町、箕輪町、埼玉県で嵐山町、和歌山県太地町、愛媛県内子町、久万高原町、四国中央市、砥部町、新居浜市、高知県檮原町、福岡県大野城市、佐賀県伊万里市、上峰町、江北町、みやき町、長崎県松浦市、大分県竹田市、鹿児島県

阿久根市、肝付町、垂水市、このようにたくさんあります。

職員採用試験に町内居住を明記することが、こんなにたくさん市の町でできておりますが、周防大島町でもできないことはないと思いますが、やはり、やる気はないということではないでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） この部分につきましては憲法とはちょっと違いますが、地方公務員法の19条の話になるんですけども、定義としても職務遂行上必要であって、この記載されている規程というのは、少し緩くなっているというふうにも思います。

10年前と比較いたしましても、近年起こる災害の状況も大きく変わってきています。職員の人数も減ってきているというようないろいろな事情がございまして、変わってきている事情がございまして。そういうこと考えると、やはり10年前とは、こういう状況というのは違うんじゃないかというふうに私どもも感じているところでございます。これにつきましては、今後、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。初めて、検討という言葉いただきました。感謝をしております。

余り言っても難しいと思いますので、まとめになります。最後に、東から台風が接近し、50年に一度と言われる大雨が頻りに降るこの時代であります。繰り返しにはなりますが、町職員は周防大島町内に居住し、災害発生時には町民に対し安心安全を提供すべく、昼夜を問わず迅速に参集し危機管理体制を強化する必要があると考えます。

さらに、周防大島町に居住することは住民税や固定資産税の増収、通勤手当の抑制、地域活動への参加、住民目線でのサービスなど、多くの効果が期待されます。

今後、椎木町長の大号令のもと、町外に住所を有している職員が町内に居住することに期待をし、職員服務規程に町内居住を明記され、職員採用試験の受験資格に採用後は町内居住を条件とすることが——先ほど、検討という言葉いただきましたが——明記されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きい柱で2つの問題についてお伺いいたします。

まず、国保税の減免制度の創設について、6月議会では、時間の制約で中途半端なものに終わ

ってしまったこともあり、このときの議論を踏まえた上で再度質問いたします。

6月議会では、ひとり親世帯、障害者・障害児のいる世帯等に対しての減免、特に18歳未満の子供がいる世帯について、その均等割の廃止または減免を求めました。本来なら、法定減免にかからない低所得者に対する減免も求めたいところではありますが、きょうは、この18歳未満の子供を持つ世帯の均等割の減免を求めていきたいと思えます。

この問題は国保世帯の負担軽減という問題だけにとどまらず、本町の少子化対策としても、子育て世帯の負担を減らす重要な問題としてもお伺いいたします。

前回の答弁では、これらの減免については慎重にならざるを得ないというものでした。その理由の一つとして、減免すると、応能応益割合が崩れて増税が必要になるというものでした。つまり、減免のための財源を、国保税の値上げしか想定していないというものでした。

私はここに、2つの反論があります。1つは、国保税が高いから減免制度をつくるべきだと要求しているのに、減免のための財源を国保税の値上げをして財源にするというのは、質問の趣旨が違ったものになります。これでは意味がありません。

また、応能応益割合の平準化というときに、必ずと言っていいほど、国保税の値上げをする方向でしか均衡をとろうとしないようですが、バランスというのなら、税を引き下げてバランスをとる方法もあるのではないのでしょうか。均等割が下がることでバランスが崩れるのであれば、平等割を下げて応益割が上がらないようにする方法も技術的にはあり得るはずです。応能割の所得割は山口県の標準保険料率よりも高く、しかも、支援金分も介護納付金の所得割も県標準保険料率より高くなっており、これ以上、上げるべきではありません。

実際、旧橋町では、国保税の引き下げを行って、応能応益割合の均衡をとったこともあります。

減免の財源は、一般会計からの繰り入れや基金などの一般財源で行うことを求めます。こう言うと、国保以外の方々との均衡が保てなくなると、あなた方はいつも主張されてきました。しかし、全国知事会など地方団体が指摘しているように、国保以外の協会けんぽ、共済組合、組合健保などと比べて、所得に占める保険料率が国保税が高いというのが実態です。国保制度には高齢者や低所得者が多いにもかかわらず、国保税がほかの健康保険制度に比べて高いというのが、全国知事会など地方団体が言う国保制度の構造的矛盾の一つです。ですから、国保税が下がって、初めて健保の人たちとのバランスがとれるのです。国保以外の人たちとのバランスがとれなくなるといって引き下げや減免制度に目を向けないのは、このアンバランスの存続に手を貸す議論と言わなければなりません。地方団体は、この構造的な矛盾を解決しろと国に要求しているのに、本町では、逆に、その矛盾の存続に手を貸す態度は絶対に認められません。

減免制度の財源は、一般会計からの繰り入れなどの一般財源を充てることを求めます。が、この6月議会では、この法定外繰入について、平成30年度以降、計画的、段階的に法定外繰入の

解消、削減に取り組むという答弁でした。このことについても、2つの反論があります。

県の運営方針は、この法定外繰入を、いつまでに解消しろということはありません。それが、ほかの県の運営方針と違うところでもあります。法定外繰入をやめれば、国保税は必ず値上げが避けられない状況になります。とりあえずは国保の基金などから繰り入れるとしていますが、これも底をついたときには、税の値上げが議題に上ってくる可能性は大いにあると思います。

2つ目は、厚生労働省保険局が平成28年2月に、国保改定の検討状況についてという文書を示していますが、その中には、法定外繰入をしてはいけないというのは赤字補填のための繰り入れであって、それ以外の繰り入れは必ずしも解消、削減すべきとは言えないとしています。こうした文書を使いながら、町民の皆さんの国保税の軽減のために堂々と法定外繰入ができることを、県当局などにも主張していくべきです。県市長会も、そのことを国に対して要望しています。

国や県、言いなりに、法定外繰入を解消しろと言われたから減免制度はできないという言いなり政治では、町民の皆さん方の、国保税は高過ぎて払えないという声には決して応えられないと思うのですがいかがでしょうか。

全国知事会は、平成27年度から毎年、国に対する予算要求の文書の中に、18歳未満の均等割の軽減を国に要求してきました。そして、ことし7月27日付けの全国知事会の文書では次のようにあります。

国保制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金制度を来年度も存続すること。医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ、全ての子供、重度心身障害者、ひとり親家庭に対して、医療費助成を行った場合の国庫負担の軽減を廃止することを求めています。

こうした内容は、市長会や町村会などでも要求されているとも聞いています。これらは国に要求しているものではありませんけれども、地方が、市町村が率先してこれらを実施していくことで、国を動かすということは十分あり得ることです。また、町民の暮らしを守るという立場に立てば、こうした積極的な政策が必要だと考えます。

また、子育て支援の立場からも、まず、18歳以下の均等割の免除、または減免制度の検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、防災対策について伺います。

この7月に起きた豪雨によって中国地方では甚大な被害があり、また、北海道での地震による土砂災害でも大きな被害がありました。本町でも、7月の大雨による災害であちこち被害が起き、特に浮島では家屋への被害が発生しました。最初に、私からも、被災された方々に対してお見舞いを申し上げます。

きょうは、災害のうち、雨や台風、地震などによる土砂災害に対する防災について、土砂災害ハザードマップとも関連させながらお伺いします。

平成29年度の決算書の中にも、土砂災害ハザードマップの作成業務委託として、318万6,000円で土砂災害ハザードマップの更新を行ったとあります。これは、県土木事務所が、土砂災害が起きる危険性が高いところの調査を行い、その調査に基づいて、周防大島町がハザードマップを作成したと伺いました。そうして完成した土砂災害ハザードマップは町内の各家庭に配付されています。このことそのものは、土砂災害の危険箇所を示して、災害が起きる可能性がある箇所を未然に防ぐことに一定の貢献をするものとして歓迎します。

しかし、残念ながら、このマップの見方がわかりにくいという声を複数いただきました。このハザードマップは、土石流、急傾斜の崩壊、地すべりの3種類の土砂災害を、著しい危険の恐れがある区域（レッドゾーン）と、黄色で囲まれた危害のおそれがある区域（イエローゾーン）に分けられていますが、その色分けが、土石流、地すべり、それぞれ違った色で分けられています。その色分けは確かに複雑です。

そして、レッドゾーン、イエローゾーンの区域の線が幾何学的に引かれた線で示されているため、自分の家が、それぞれのお宅が、どの崖、どの谷から土砂が流れてくる可能性があるのか、どんな危険があってどうすればいいのかもわかりにくいなどの声がありました。中には、土砂災害の警戒区域のすぐ下流に避難施設があるところもあり、わかりにくいものとなっているという声は、そのとおりだとも思います。

ハザードマップは、人的被害や物的な被害を最小限に食い止めるために、町民の皆さんに正しく理解され、自分で身を守るための行動、防災行動や減災行動につながるものでなければ、せっかく作成された意義が薄れてしまいます。具体的に、起こり得る災害の危険性を知っていただくことによって、防災意識を高めることになると思うのですがいかがでしょうか。違う言い方をすれば、防災に関する具体的な知識をつけてこそ、それに対する防災意識も生まれるのではないかと思います。

そうした観点から、この土砂災害ハザードマップを配ったからこれで終わりではなく、調査された危険箇所が具体的にどこの山、どこの崖が崩れる危険性があるのか、どこの谷を通過して土石流が流れてくる危険性があるのかなど、このハザードマップをさらに進化させていただきたいと思います。具体的には住民説明会の開催など、せっかくつくられた災害マップの中身が町民の皆さんに伝わるような努力が必要だと考えますがいかがでしょうか。

防災対策の2番目として、県土木の調査で明らかになった、この町内の土砂災害の危険箇所のうち、危険度の高いところ、または人的・物的な被害が大きいことが予想されるような箇所から、その被害を食い止めるための急傾斜対策工事などを町が率先する形で行うよう要求します。

例えば、急傾斜対策事業は県の補助事業であり、現在では区長や自治会長から写真つきの要望書が町に上げられて、そこが危険区域の指定となっていることなどの要件が満たされて、はじめて県に対する申請ができることになっています。つまり、住民の方からの申請がない限り、急傾斜対策工事の検討そのものが行われません。

これを、今度は防災対策の観点から、土砂災害の危険性が高いところから、順次、町が地元働きかけるなどして、町のイニシアチブによって、一つ一つ土砂災害の危険性を取り除いていくことを要望いたします。つまり、地元からの要望がなくても、このハザードマップと県土木の調査に基づいて、山口県への要望を行うなどの連携をしながら行っていくことを求めるということです。

同じように、土石流についても、地すべりについても、人命と町民の財産を守るという立場で、防災の立場から、災害を未然に防ぐための工事の計画を立てていくことを求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、砂田議員さんの、国保税の減免制度の創設についてという御質問についてお答えをしたいと思います。

子育て世帯に対する国保税の減免制度、負担軽減についての御質問でございますが、御承知のとおり、国民健康保険税につきましては、世帯の負担能力に応じて御負担をいただく所得割——これは応能割と言っておりますが——そして受益の程度に応じて負担をしていただく被保険者均等割と世帯平等割——こちらは応益割——ということで算定されておりますが、この応能応益割合を50対50に近づけるようにという形で制度ができておるといふふうに思います。

その中の被保険者均等割の件について、今、全国知事会からの、国保の構造的な問題についての要望ということで御指摘いただきました。全国知事会からの要望は、今、議員さんからもおっしゃいましたが、医療保険制度間の公平を図るために、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入をということが、知事会の提案、要望となっております。

それについて、まず国保の構造的な問題について、そしてまた医療保険間の公平の問題についてですが、まずはそこを考えてみますと、社会保険と国保という、医療保険の中の大きな2つの構造的な問題ということであると思っておりますが、社会保険につきましては三親等以内の扶養制度がありまして、扶養者になれる対象の方々は——特に子供さんということになります——保険料はかからないということになります。それが国保につきましては、扶養制度という概念がまずないということございまして、加入者が何人かによって、この保険税の税額が決まってくるということで、加入者が多いほど保険料が高くなるということは事実ございまして、これがまさに国保の構造的な問題、要するに医療保険間の公平の問題だといふふうに捉えておるわけござい

ます。

そういうふうなことを国の制度として、この全国知事会、そしてまた市長会とか町村会とか、または議長会とか、いろいろな地方六団体から国に要望を出す大きな柱とすれば、そのように同じ医療保険でありながら、社会保険の保険料と国保の国保税との計算の仕方、まさに今言いました扶養の関係を申し上げておるんだと思います。それらのことを、ぜひとも国の制度として、きちんと公平になるようにやっていただきたいというのが、この要望、提案だというふうに理解をしておるところでございます。

国保制度の問題はありますが、均等割につきましても、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税の御負担をお願いするのが合理的な考え方であると捉えておまして、子育て世帯に対して国保税の減免をした場合、財源確保のために、それに見合う保険税を他の個人や世帯に求めることとなりますので、負担の公平性が損なわれるという懸念があります。議員さんは、今それを一般会計から繰り出せばいいというふうにおっしゃられているというふうに思います。

また、それだけではないと思うんですが、議員さんのほうからは、財源確保のために一般会計からの繰り入れにおいて対応すべきということでございました。これは、今の件もありますし、全体的な財源確保、国保税全体を下げるといふときのために一般会計からの繰り入れをということだと思いますが、御存じのとおり、国民健康保険は、被保険者による相互扶助の精神にのっとりまして、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を被保険者全体において分担をさせていただくということが基本であると考えておるわけでございます。また、特別会計は、地方自治法上、特定の歳入をもって、特定の歳出に充てるとされております。国保制度においては、主に保険税と国からの公費、そして被用者保険から前期高齢者交付金などの歳入をもって、保険給付費を賄うものであります。国保制度では公費、税金で負担する部分が決まっているところに、さらに一般会計からの繰り入れを実施することは、国保に加入していない住民の方々に対して、結果的にその負担を強いることになるということから、今のところ考えていないということでございます。

しかしながら、国民健康保険税は、被用者保険の場合とは異なり、被保険者の多い世帯ほど保険税の負担が重くなるという制度設計であることは事実であることから、低所得者に対しまして、その所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度が設けられております。この制度が、加入者が1人増えるごとにそれぞれ軽減対象となる所得が拡大するように講じられていることや、県や町で実施する福祉医療制度があることなど、税負担の医療費助成の両面において一定の配慮がなされているものと考えております。

本町のみでなく、他の多くの市町村で、急速な高齢化や医療技術の高度化により、医療費が増

大し給付費が膨らんでいく一方、国保税収入の伸び悩みという厳しい財政状況が続いております。恒常的な財源が必要となってくる町単独負担の減免につきましては、現在では慎重にならざるを得ないと考えておるところでございます。

そういうことも、町で新たな制度をつくるということではなくて、全国知事会等、そして国に要望しておりますように、国の制度として、その均等割の部分の軽減または廃止ということについて、国の制度をきちんと整備してほしいということを要望していきたいと思っております。

本年度より国保の県単位化がスタートいたしました。本町の国保会計は、今後も厳しい運営が続くと予想されております。

私は、山口県国保連合会の医療部会長として、毎年、国保全国大会にも参加し、そしてまたその後の要望・陳情活動にも、要請活動にも参加をさせていただいております。今後とも、国や県に対しまして、国保財政支援を充実していただくよう要望してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんの、防災対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の土砂災害ハザードマップについて、その見方がわかりにくいとの御質問でございますが、土砂災害ハザードマップとは、土砂災害防止法に基づき山口県の指定を受け、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を地図上に表示したものでございます。

地震または集中豪雨や台風に伴う大雨などによって、河川が氾濫したり、土石流や崖崩れなどの土砂災害が発生する危険性がございます。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域等において、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を図示し、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載したものでございます。土砂災害等への防災知識を高めるとともに、平常時において土砂災害警戒区域等を認知し、危険性を事前に把握し、安全に避難できるよう土砂災害被害軽減に役立てることを目的としております。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を示しています。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害を生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を示しています。

土砂災害ハザードマップの活用については、自宅の位置を確認、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認、避難場所・集合場所を確認、避難経路を確認しマップに記入、避難の際にはマップ

を携帯し、実際の状況に合わせた適切な避難場所・避難路の検討に活用することなどが想定されます。

土砂災害ハザードマップでは、危険箇所の表示色や専門用語による表記等は、皆様に危険箇所を知っていただく上でも必要不可欠な表現でもございます。これまでも、ハザードマップについて、広報誌などを通じてお知らせしてまいりましたが、ハザードマップについての理解をより深めていただけるよう、各集会等を通しての御説明とハザードマップについて、詳しい見方・内容についての御不明な点は、御連絡をいただければ詳しく御説明をさせていただきます、一層の啓発周知が図れるよう努めてまいります。

次に、2点目の土砂災害の危険性が指摘されている具体的な場所に対して、特に人家や河川に影響が及ぶなどの危険性が高いところから、災害を未然に防ぐための対策を講じる必要があると思われるが、その計画は、との御質問でございますが、平成28年11月25日指定の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を土砂災害ハザードマップによりお示ししているところでございます。

土砂災害を防止・軽減するためには、ハード対策とソフト対策を合わせた総合的な対策の実施が必要と考えることができます。ハード対策とは、砂防堰堤等土木構造物による対策のことですが、これには多大な費用と相当の時間が必要となります。このことから、土砂災害が実際に発生した場所や官公庁、学校、病院等の公共施設、避難施設など、危険度や緊急性の高い箇所等、優先度に応じて計画的にハード対策に取り組んでおります。

本町における砂防施設は、急傾斜施設等、町の設置する施設もございますが、砂防堰堤等の大きなものについては県の管理施設となりますので、施設整備も県が中心となって実施しているところでございます。

砂防関係については、これまで急傾斜76カ所、砂防84カ所、地すべり8カ所、全部で168カ所の区域指定がされており、それぞれに何らかの施設が整備されています。平成30年度以降の事業実施計画では、急傾斜12カ所、砂防6カ所となっていると聞いております。

具体的には、現在事業化されている主な砂防事業として、東屋代の神領川、西安下庄の万城川などで砂防堰堤や流路工を実施しております。また、その他県単独事業で急傾斜対策等を整備しております。

なお、砂防堰堤、床固め工等の砂防設備を整備する通常砂防事業の採択基準としては、砂防指定地内で1件当たりの事業費が1億円以上のもので、当該工事によって被害が軽減される地域内において警戒避難体制が構築されているもののうち、1として、一級河川または二級河川の水系に係るもので、流域内の崩壊面積が流域面積の1割以上であるもの、または流出土量が流量の1割以上であるもの、もしくは河床の堆積土砂が著しく大きいもの。

2として、今後の豪雨等により、多量の土砂が流下する恐れのある溪流で、官庁、学校、病院、橋梁等の公共施設の保護、または人家50戸以上の集落の保護、または30ヘクタール以上の耕地の保護、もしくは港湾または河川の1万立米以上の埋没の防止に該当するもの、いずれかに該当するものが事業対象となります。

今後とも、県と連携して土砂災害防止対策を考慮してまいりたいと考えております。また、実施にあたっては、土地の御提供などの御協力が必要ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、国保からお伺いしますが、国保が抱える構造的な問題ってというのは、今町長がおっしゃったこと以上にまだまだたくさんあります。

これは、厚生省が書いているものですが、国保が抱える構造的な問題の1つとして、年齢構成が高く医療費水準が高い。2つ目は、所得水準が低い。3つ目が、保険料負担が重い。4つ目が、税金、国保保険税の収納率が低い。5つ目が、一般会計の繰り入れ、繰り上げ充用せんにやいけんと。などなど、まだまだ、もう一つ二つありますが、構造的矛盾ですから、ちょっとやそっといろいろたんじゃ、なかなかこれは解決できんよってというのが構造的矛盾です。

じゃあ、どうしたらいいかって言うと、先ほど私はちょこっと読みましたが、知事会が言っているのは法律で決まった負担率、国庫負担率を上げる、もうこれしかない。これが多くの地方団体の意見ですよ。だけど、今は、ことしから県事業になりましたが、この県事業では何も解決しないと思うんですよ。今までは各市町村から、いろいろ困った困ったって言いよったけど、今度は県から聞きゃええだけで、県をぎゅっと締めとけば、もうそれで済むみたいな、そういう考えじゃないかというふうにも受け止められるところがあるんです。

この個々の構造的な矛盾の中に、今、町長も少し触れましたけれども、まず伺うのは均等割ですね、国保やら後期高齢者医療保険者には均等割ありますが、それら以外に、国保以外に均等割が設定されて徴収されているのは、医療保険です、協会けんぽ、組合健保、共済組合とか、そういうものの中に均等割ってというのはどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問でございますが、市町村国保以外の他の医療保険制度におきましては、均等割の仕組み、算出根拠があるかということでございますが、通常の健康保険、厚生年金保険等におきましては、報酬月額によりましてそれぞれ率が決まっておりますが、国保組合の中で、薬剤師国保とか医師国保の中で、均等割、世帯割等を設定しておる保険がございます。医師国保なんかにおきましては、均等割に相当するような組合員割というか、組合員、准組合員、家族といったような区分で、それぞれ基礎賦課額っていうふうに設けており

ますが、そういうので、これが均等割に該当するものであると考えておりますが、そのようなものが一部あるのはあります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、今のお医者さんと薬剤師の方を除けば、国保以外には均等割はないというふうに理解していいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） 今把握しておるのは、医師国保、薬剤師国保のほうで、基本的にはそのように考えております。把握しております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） だから、均等割というのは、要するに生きていだけで税金がとられるという。昔は、戦前戦中は人頭割って言っていたそうですけれども、収入が全くなくても税金をとられるという制度、そういう制度だから、どんどんなくしていったというのが歴史的な背景だというふうに聞いていますけれども、国保にはまだそれがあると。ですから、今、県知事会などは均等割の削減なども主張しているわけですが、この点でも、ほかの健康保険制度なんか比べて、国保の制度っていうのがどうしても高くなってしまいうという実態があると思うんです。

町長がおっしゃられた、要するに国が変わるまでは、もうそのままいきますよということだと思うんですが、しかし、確かに国が変われば、国庫負担率が変われば多くの問題が、国保の構造的な問題っていうのは多くのことが解決していくと思います。

だけど、それが変わるまで、じゃあ皆さん高い税金を我慢しなさいというんでは地方自治体は要らなくなってしまうわけで、やはり町長の仕事としては、国はそういうふうに被保険者からたくさん取れって言うけれども、ほかの社会保険、健康保険に比べて高いけれども、それは国が悪いんじゃけ、あんたら我慢しなさいということでもいいのかっていうことを私は言いたいんです。町長としてどうすればいいのか、町民の皆さん方の暮らしを守るために、町長として、どう施策を考えていくのかっていうところが、今問われていると思うんです。

法定外繰入についても、ちょっとおっしゃられたので伺いますが、各県に国保の運営方針をつくるために、国が一定の指針を示しました。その中にもありますが、それとともに、これは平成28年2月に厚生労働省保険局が出しているものですが、市町村の法定外繰入に関する考え方として、最初の質問でもちょっと読んだんですが、法定外繰入をしちやいけんというのは、それは赤字補填、決算補填の場合ですと。だけど、国保事業に係る費用については、法定外繰入などの決算補填等の目的以外のものは、必ずしも解消削減すべきとまでは言えないと。

つまり、赤字補填のための繰り入れはだめじゃけど、事業をするための繰り入れなら認められ

ますというふうに言っているわけです。事業っていうのは、私が今言いました、子育てのために、そういう18歳以下の方たちの世帯の均等割を免除するか、あるいは一定程度の減免をするかという、そういう制度をつくっちゃどうですかと、保険事業として。その点からのお伺いなので、その点から考えていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議員さんが今、先ほどからずっと同じ意味なんですけど、国民健康保険制度の抱える構造的な問題と、課題ということについては、先ほどずっと述べられたとおり、まさにそのとおりだと思います。そして、それらを解決するのも、今、議員さんがおっしゃられたように、それについては普通調整交付金が、自治体間の所得調整機能があるわけですから、当然ながら、その普通調整交付金の交付率、要するに補助率といいますか、その率を上げさえすれば、そこら辺は全部解決するということなんですけど、要するにそのことについても、普通調整交付金が今度県単一化されるときにいろいろ問題になりましたんで、そのことも普通調整交付金が減額されないようにということもずっと言い続けてきました。

そしてまた、今おっしゃられるように、先ほども申し上げましたが、国保の構造的な問題の中に——医師とか薬剤師とかありますが、それちょっとのけまして——国保と社保という形にとられてしまいますと、社会保険と国保の保険料とか保険税の計算の仕方自体に根本的に違いがあるということで、社保のほうにつきましては、扶養者が何人、子供が何人おろうと同じ所得に対して、先ほど課長が説明しましたように率を掛けたものが保険料になるし、国保の場合は、今度はその世帯人数が多ければ多いほど高くなるという、こういう成り立ちでありますから、これらを解消しないと、なかなか国保の構造的な問題の、社保と国保の違いというのが、社保と国保の保険税または保険料の格差とかその違いというのが直らないということになりまして、そこで子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入とか、またはなくすというふうなことについて、その制度を同じにすると、同じ医療保険なんですけど、制度を一緒にするべきだということで、国に対してそういう要望をしておるというふうに私は理解しております。

ですが、砂田議員さんは、それが待てないということで、それであるならば町が独自の均等割または——平等割もですかね、均等割だけでいいんですかね——均等割の子供がおる世帯の軽減を図るべきだということをございますけど、新たに事業を創生することだと思っておりますが、そういたしますと、そこにその均等割を、18歳未満の方がおるところを、例えば均等割を全部なくしてしまうということになりますと、そこに税の歳入の穴があけてくるということをございます。穴があいてきたときには、それは一般会計から補填すればいいというお話だと思うんですが、先ほども申し上げましたように、国保特別会計という中で考えますと、例えば均等割が少なくなると、当然ながら他のところから、どっか上げなければならぬ。それが、例えば応益割が少なく

なって、今度は応能割、要するに所得割の税率が高くするということになりますと、今度はその受益を受ける方の人数が多いほうが、当然ながら高いという今の制度が全く崩れてしまうということになるのではないかとというふうなことで、このことについては慎重にならざるを得ないということでございます。

しかしながら、この社会保険と国保を比べたとき、明らかにその計算の仕方が根本的に違うわけですから、ぜひとも国民健康保険の中の医療保険として、全部が共通なような負担のことを考えるならば、やはり統一すべきだというふうに思うわけでございまして、それで全国知事会が要望しているようなこの子供に係る均等割を、もう全部ただにせえとは言ってないんですよ。子供に係る均等割保険料の軽減措置を導入してくださいと、これが第一弾で、これを導入した後は、今度は将来的には、その均等割をなくしたらどうか。そうなっていくと、今度は社会保険と同じような計算方法になってくるのではないかとというふうに思いますが、そこらに同じ医療保険でありながらその差があるということについては、私も、できれば一本化すべきだというふうに思いますし、同じ医療保険の中でそういうふうになり立ちが違いますし、社会保険の場合は2分の1の事業主負担がありますので、そこら辺の考え方からすると、なかなか統一はできないというふうに思いますが、知事会も要望しているように、まず第一には均等割の軽減措置というのを国のほうで導入していただくように、これからも運動していきたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 国には大いに要望していただきたいというのは、そのとおりですが、私が待てないんじゃないかと、そういう状態を、国の、今町長も言われたいろんな構造的な矛盾がある状態は事実じゃけど、町長は、やはり周防大島町の町民の皆さん方の暮らしに責任を持っておるわけですから、そういう国の制度はあるけれども、周防大島町としては、国の重税攻勢をここである程度食い止めますよと、そういう立場に立つべきではないかということをお伺いしたんです。それはどうでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国保の立場から言うと、今の議員さんのおっしゃり方だと思うんですが、町長とすれば、町民は全てが国民健康保険の加入者というわけではございません。平成28年度で申し上げますと、国民健康保険の被保険者数は5,561名、後期高齢者の被保険者数は5,347人、それに対して被用者保険、社会保険系は6,122人ということでございますので、要するに、この国民健康保険の5,561人の加入者のところに一般財源をつぎ込むということになるんだというふうに思うわけです。そうしますと、町の一般財源っていうのは、1万7,000人全ての町民の財源ですから、それをこの5,500人だけに入れて軽減を図るという

のはいかなものかということでございまして、制度自体に欠陥があるというのであれば、それは制度をきちんと直すべきだというふうに思うわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃ伺います。18歳以下の均等割を半額減免するとしたら、どれぐらいの財源が必要でしょうか。大体500万円ぐらいじゃないかと思いますが、それぐらいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） 今の18歳以下の子供の均等割の減免ということでございますが、本年度、18歳未満の被保険者が300人弱、299人、7月1日の本算定の時点で299人いらっしゃいます。

単純に均等割を全て減免いたしますと1,000万円、1,080幾らかかります。これを半分ということになりますと540万幾らとかいう数字が出てまいります。既に今、この299人中で、もう軽減がかかっておりますので、実際にはこれを全て減免すると700幾らっていう数字に、700万円ちょっとの数字になるんですが、それをまた5割ってなりますと、またその半分というふうな、計算上そういう財源が必要になるかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町長は国保世帯だけ優遇するわけにいかんということをおっしゃいますけれども、国保の制度って、給料をもらっていた人は、一旦、退職者の保険に入りますけれども、多くの方が、やっぱり国保にいずれは行くわけです。しかも、お年寄りほとんどそうなる。後期高齢者もあります。

町の政治をやっていくときに、例えば保育料だったら、国の基準額はすごい保育料は高いから、町は一定の助成を上乗せして安くしています。あるいは福祉タクシーにしろ、いろんな福祉制度にしろ、町が一定のお金を上乗せ、あるいは支出してやっているわけです。考え方はそれと同じですよ。今言ったように国保の世帯が、ほかのいろんな保険に比べて非常に高い状態になっているものを、今おっしゃられたように、もし半分減免するとしたら350万円のできる、全部やっても700万円程度のできる。そのレベルが国保の人たちに優遇することになり得るでしょうか。そういう制度を、今やっぱり検討していくっていうことは、私は必要なことだと思いますけれども、もう一回お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国保の加入者の18歳未満の均等割を半分にするというところに、私とすればちょっと公平性に疑問があるというふうに思うわけです。

なぜかと言いますと、国保には既に、先ほど課長からも言いましたが、所得に応じて軽減はかかっておるわけです。そして所得の低い被保険者に対しては、7割、5割、2割という、所得が低くなるごとに軽減がかかるという制度になっておりまして、ですから、そこには18歳未満に限定するわけではなくて、低所得者向けに減免が図られているということだというふうに思います。

今、保育料のことがお話になりましたが、保育料も所得によって段階がずっと決まっております。その所得によって段階的に保育料が決まっております。ただし、それらについて、2人以上入所されているところについては軽減をかけようということでございますので、今の国保の均等割の18歳未満の方を全て半分にするという制度とは全く考え方が違う制度だというふうには思っております。国保に直接軽減をかけるというのはいかがかというふうに思うわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） しかし、実際には全国でいろんなところで、そういう18歳以下の子供たちの世帯の軽減も行っている自治体があるわけです。それは、そういう国のいろんな制度のある中で独自に行っているわけで、その中には所得割を引き上げて、それを財源にしているところもありますし、基金を使って引き下げているところもありますけれども、だけど、やっぱり町独自に、その自治体の住民の方々の税負担を軽くしていくために、町独自、市独自でそういう条例なりをつくって、それを行っていくという、そういうものとして考えていくべきだと私は思います。国が言うからできないとか、そういうことでは私は、国保が高いけえ何とかしてくれというそういう声には、いつまでたっても応えられないんじゃないかというふうに思います。

時間がないので（発言する者あり）、言いたいことはあとってください。

防災についてですが、私が求めたのは、最初の答弁では急傾斜対策事業で言いましたので、その続きを言いますが、今までは地元から要望が上がってこん限りは、町としても範疇にも入らないという状態じゃったわけですが、防災対策として、せっかく県が調査して、急傾斜、この崖は崩れそうだよっていう危険なところが、町内あちこち見つかったわけですから、そういうところは町のほうから、ここは危険なんですよって住民の方々に説明したりして、急傾斜対策、皆さんがいろいろ言えばできますが、やりませんか、こういう条件でできますがと。今までは住民から申請がない限り、基本的には急傾斜対策はやりませんでしたけれども、それがなくても町のほうから、このマップに基づいて、危険性に基づいてやっていくというふうなものに変えられないかという、その辺でいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、今のマップでから急傾斜の崩壊対策事業をやらなければなら

ない箇所ちゅうのはたくさんございます。これまでも、地元から申請があったからやるというだけではなくて、例えば、小さな急傾斜の崩壊があったところについては、そういうふうな情報のもとに、じゃあここはできるだけ早急に、優先順位を上げて崩壊対策をやっていこうというようなやり方でございますので、特に地元がここを申請しなければやっていないということじゃなくて、多分これまでにやってきた急傾斜っていうのは、大きな急傾斜地域があったとしても、その一部で崩壊が出てきたところ、そういうところについては、既に町や県のほうと一緒にやっていったというところがほとんどでございます。

これからも、それは今議員さんが言われるように、こちらから積極的にどんどんやりましょうやりましょうと仮に言ったとしても、ものすごく数多くて、優先順位をつけなければ、全部ができるっていう状況にあれば当然いいんですが、言うなれば急傾斜のその事業自体が、一回始めたら何年ってかかるものですから、それをこちらから、町から、ここをやりましょう、ここをやりましょうと言って次から次へできないのが現実なことでございます。

ですから、地元から要望がなければやらないというようなことではなくて、実際にこれまでやってきたのは、ほとんど小規模な崩壊対策が起こっているところを優先的に始めたということでございます。近年であれば沖浦とか、そして原畑とか、実際に小さな崩壊が起こったところに優先的にそこから始めて、それが何年もかかるわけです。ですから、それが次に新しいところをぽっと始めようということにならないということでございますので、そのように地元から申請がなければできないんだっていうのは、若干誤解があると思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、このマップによって急傾斜対策で急がなければならぬというところも把握しているというふうに理解していいですか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 平成30年度以降において、事業実施計画では急傾斜が12件、先ほど答弁したとおりであります。砂防が6カ所というふうに聞いております。

○議長（荒川 政義君） まとめを。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ、そういうところは、別に地元からいろいろ申請がなくても優先的に、町のほうからも県に改修工事を要請していくというふうに理解していいですか。答弁を。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 急傾斜地の崩壊対策の危険区域というのは、たくさんあります。それらの中で、先ほど言いましたように、例えば小さな崩壊であっても、急傾斜の崩壊が起こっておれば早急に対策しなければならぬということ優先順位を高くして、そこから県のほうにお願い

するというやり方をしておりますので、地元のから申請がなければやらないというような、これまでもですが、急傾斜地崩壊対策事業っていうのはなかったと思いますし、これからも県を呼んできて、こういう状況にありますが、ここは急いでやっていただけませんかというのを町から申請をし、まず、その危険区域をちゃんと区域指定しましょうというような形をとって、県と町が一緒になってから、その優先順位を決めておったというふうなことが実態だと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、9月26日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時25分散会
